

第百六十二回 参議院法務委員会 會議録第十四号

平成十七年四月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十九日

前川 清成君

補欠選任

蓮 舫君

補欠選任

四月二十日

蓮 舫君

補欠選任

四月二十一日

蓮 舫君

補欠選任

閣谷 勝嗣君

補欠選任

江田 五月君

補欠選任

浜四津敏子君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

渡辺 孝男君

理事

松村 龍二君

委員

吉田 博美君

青木 幹雄君

木庭健太郎君

荒井 正吾君

千葉 景子君

山東 昭子君

内閣官房内閣参事官

陣内 孝雄君

警察庁生活安全局長

関谷 勝嗣君

警察庁刑事局長

鶴保 庸介君

警察庁刑事局長

中川 雅治君

警察庁刑事局長

林 久美子君

警察庁刑事局長

前川 清成君

警察庁刑事局長

松岡 徹君

警察庁刑事局長

築瀬 進君

警察庁刑事局長

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

田村 憲久君

伴野 豊君

漆原 良夫君

南野知恵子君

滝 実君

富田 茂之君

田中 英明君

鈴木 基久君

伊藤 哲朗君

知念 良博君

瀧野 欣彌君

倉吉 敬君

大林 宏君

三浦 正晴君

岡島 敦子君

高橋 満君

伍藤 忠春君

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮

りいたします。

刑法等の一部を改正する法律案の審査のため、

本日の委員会に内閣官房内閣参事官鈴木基久君、

警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、警察庁刑事局長

組織犯罪対策部長知念良博君、総務省自治財政局長

瀧野欣彌君、法務大臣官房司法法制部長倉吉敬

君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局

長三浦正晴君、厚生労働大臣官房審議官岡島敦子

君、厚生労働省職業安定局長高橋満君及び厚生

労働省雇用均等・児童家庭局長佐藤忠春君を政府

参考人として出席を求め、その説明を聴取するこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 刑法等の一部を改正する

法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒井正吾君 自由民主党の荒井正吾でございます

す。引き続き、総括的な質問をさせていただきます

と思います。

最初の提案理由説明の中で、南野大臣は、近

年、我が国でも人身取引やこれに関連する反社会

的行為が発生していることがわかれるという

ことで立法動機を述べられました。そこで実態に

ついてお聞きしたわけでございますが、私の印象

では、うかがわれるという実態は客観的に十分示

されなかったように感じております。一方、受入

れ大日本という国際的レッテルが張られたまま

でございますので、ただ、刑事局長が人身売買を

明確に犯罪化することで実態解明に迫りたいとい

う意欲を表明されましたので、それに御期待申し

上げて、今後の解明を待ちたいというふうに思っ

ております。犯罪が顕在化してからが治安当局の

仕事ということではなくて、犯罪予防も大きな仕

事の分野だということ、治安当局の仕事の分野だと考

えております。潜在的犯罪状況の実態解明という

のが重要な仕事であるという認識でそのような質

問をさせていただいた次第でございます。

人間の体でも、人間ドックの技術進歩で、自覚

されないがんの状況を小さいうちに切り取ると

か、がんになりやすいポリプを切除するとかと

いうような医学の発達がございます。治安の健康

状態を定期的にチェックして犯罪化を予防するこ

という国家の技術がもっと開発されるべきじゃな

いかというふうに考えているところでございます。

今後とも、人身取引の実態の客観的データによる

把握は重要だと思います。他の犯罪領域でも同じ

だと思います。

政府がまとめられました人身取引対策行動計画

の大きな二の「人身取引の実態把握の徹底」とい

う中で、入手した取引に関連する情報を集約した

上で、これを共有し、被害者の実態把握に努める

という文言がございますが、まあ読み方ですが、

これは発見した被害者の把握というふうにも、消

極的にも読めるわけでございます。目に見えな

い、見過ごしている犯罪のポリプを発見する気

迫はこの文章からはちよっと、直接的な記述では

ないんじゃないかというちよっと不安を持つてお

ります。病氣発生後の対策だけではなく、事前の

対策の記述を直接的に、まあ心で思っていたとい

てもいいんですけども、記述があればなおよ

かつたかなというふうに思います。

行動計画の中で、その中で努めるということですが、いつまでに、どのようにという部分は抜けております。行動計画らしくない記述だと思いますが、その点についてお答えを願いたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

人身取引被害の実態を把握することにつきましては、この問題に関与するすべての関係省庁が取り組むべき課題であるというふうに考えておりますが、入国管理局の立場から若干御説明をさせていただきます。

入国管理局におきましては、人身取引被害者の実態につきまして、昨年二月の約一か月間に退去強制手続を取った者から事情を聴取するなどいたしまして調査を行ってきたわけですが、本年の一月からは、全国の地方入国管理官署におきまして人身取引事案の特定を徹底し、その全件を恒常的に報告させて把握するようにしておるところでございます。

潜在的な被害者も含めた被害者の数的な実態把握はなかなか困難ではございますが、今後、入国管理局が取り扱う個々の事案につきまして、その解決にとどまらず、関連情報を関係機関等とも緊密に連携して収集し、情報をデータベース化して分析することによりまして、関連する潜在被害者の更なる発見、保護につなげていく努力を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

そのような中で、例えば保護した被害者の供述などの関連情報によりいまだ保護されていない被害者の発見に努めていきたいと考えております。

なお、把握しました実態につきましては、一年間の件数を集計、分析するなどして、差し支えない範囲で公表することについても検討してまいりたいと考えております。

○荒井正吾君 今のデータベース化というのは大変関心を持って期待を申し上げたいと思います。入国管理局の最近の仕事ぶりは大変ぬきんでいて

る仕事ぶりだというふうにも思っておりますので、是非期待させていただきたいというふうに思います。

その行動計画の第二に、「ブローカーの実態把握に努める」というふうな書きでございますが、このような人身取引の犯罪は、一つは、大きな産業のようなビジネス犯罪のようにも思われます。地縁、人縁の深い個人的な犯罪ではなく、金縁の、お金を目的とした犯罪の構造があるんじゃないかというふうに思います。産業となつて

いる犯罪の構造を解明して、その構造を破壊する治安維持手法というのはいくつ近代の市場経済の国家の中では解明し適用していかなきやいけないんじゃないかというふうにも思います。

こういう犯罪は、外国人の送金というものが別途あると思います。送金の、これは国際金融の場合の情報は制と取りやすいと思いますので、マネーロンダリングの部局と協調して国際犯罪を防止するというようなこともあろうかと思えます。

そこで、この人身取引犯罪の産業の規模とかビジネスモデル、ブローカーの行動実態といったような犯罪のマーケットの解明を同時に進めていただけないかというふうに思う次第でございますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 人身取引につきましては、これまでも売春防止法違反や職業安定法違反等の現行の罰則を適用することによりその捜査、訴追に努めてきたところですが、人身取引そのものの実態解明という観点から申し上げますと、これを直接に処罰する規定がなかったことから、これまで、人身取引に関与している組織の実態や犯行の手段、規模、背景事情等が十分に解明されてきたとは必ずしも言い難い面があったと思われ

ます。今回、人身売買罪の罰則を新設することにより、これらの罰則を適用して行われる捜査、訴追の過程を通じて、人身取引の実態の解明が進むことが期待されますし、さらに、これを踏まえて行われる警察等の関係機関との情報交換により、人

身取引の実態に関する情報はより正確でその実態の全体像にも迫るものになっていくものと考えております。

人身取引対策に当たりその実態の解明が重要であることは、委員御指摘のとおりでございます。いつまでもという御質問にお答えすることは困難でございますが、法務省としても、関係機関との緊密な連携の下、実態の解明のための努力を重ねていく所存でございます。

○荒井正吾君 是非御期待申し上げたいと思います。それぞれの捜査のときの捜査情報というのは個別の情報ですが、立件情報になると大変集約されて詳細がなかなか来ないというふうにも思われますが、個別の捜査情報をうまくデータベース化していただいて、その犯罪の傾向、その犯罪の巧緻化というようなものも是非追求でござい

ます。是非、警察ともよろしく御協力をお願い申し上げます。被害者保護の御質問をさせていただきたいと思

います。先日、参考人のお話を伺いました。吉田容子参

考人の話でございまして、現行制度下においては婦人相談所は唯一の公的シェルターであるが、その保護をすべて婦人相談所に押し付けてきた、人的、物的、財政的補強はとんだいままにとか、大半の婦人相談所は南野大臣がお骨折りされましたDV対策で手一杯だ、人身取引被害者を受け入れる余裕はない、しかも、婦人相談所は衣食住は提供できても医療、カウンセリング、自立支援などに係る独自のプログラムを持てず、予算もない、通訳も常駐しない、これについて本来別の施策と予算が必要であるが、政府の人身取引対策にこれは皆無であるというふうな御指摘がござい

ました。政府の唯一の公的シェルターであります婦人相談所はこのように手一杯で受け入れる余裕はない

というところでございますが、人身取引対策行動計画では、婦人相談所を活用する、「今後とも人身取引被害者保護のために婦人相談所等の活用を図る」というふうになされているわけでござい

ますが、だれが責任を持ってどのように図るかがこの行動計画には記述されていないわけではござい

ますが、どのように図るつもりであるか、責任のある部局の方にお答えしていただきたいと思

います。○政府参考人(佐藤忠春君) 婦人相談所の問題でござい

ますが、御指摘のありましたとおり、近年、DV被害者への対応などで大変業務が増えていることは事実でございます。こういった観点から、婦人相談員の増員でありますとか一時保護の予算の大幅な増額などを近年図っておりますが、それから心理療法担当職員の配置と、こういった人的な側面でもいろいろ工夫をしております

ところでござい

ます。DV対策で手一杯という御指摘がございましたが、一時保護所の入所状況を見ますと、確かに大都市部では入所率が高いう状況になっておりますが、地方部の、地方の方の保護所は比較的余裕がある。全国平均では五〇％程度だとい

うことでございまして、これまで、昨年度までの具体的な要請があった人身取引被害者の保護については支障なく受入れをしておるという状況でござい

ます。こういった制度、体制の充実というのは今後とも図ってまいりたいと思

も多いんです。だれがしてくれるのかということ、とても大事なことは、行動計画らしくないというふうにはほかの部局でも考えております。責任主体と手段が不明確な部分が少なくないと思います。

例えば、その行動計画の中でございますが、性的搾取を受けていた被害女性等については、女性による対応に心掛けるとともに、医師の診療、心理カウンセラーの派遣等を検討する、就労可能な在留資格を有する人身取引被害者に対する職業相談等を行う、婦人相談所への心理療法担当職員配置等を行う。具体的な主体がないということ、これ、質問取りにいられた方にだれがするのかと言ったら、政府全体だと言う。政府全体という行政官庁はないんですね。本当に政府全体の人を手を挙げていただきたいというふうに思うぐらいます。これ、責任的な行動計画じゃないと思います。

責任主体の明示のない事項は行動計画の内容にふさわしくない、そういう記述が多過ぎるというふうに感じますが、こういう責任主体がない人に質問するのはだれに質問をしていいのかわからないと思うんですが、ちょっと責任ある人、手を挙げて答えていただきたいと思っています。

○政府参考人(鈴木基久君) 内閣官房の人身取引対策関係省庁連絡会議においてこの行動計画を取りまとめさせていただいておまして、そういう意味で人身取引対策行動計画全体についての責任ということで御答弁させていただきます。

個別の各種施策については、それぞれ主体として中心となって取り組む省庁はどこかということ、当然政府内部では議論をしておるところでございます。例えば、今御指摘がありましたカウンセリング相談活動等の実施の部分については警察庁において中心的な役割を果たされたり、あるいは婦人相談所への心理療法担当職員の配置等につきましては厚生労働省さん、あるいは就労可能な在留資格を有する人身取引被害者に対する職業相談等についても厚生労働省さんとか、あるいは人

身取引被害者の退去強制手続中の法的手続の説明については法務省入管局さんとか、当然のことながら、それぞれの担当部局がそれぞれの職務権限の範囲、事務分掌の範囲内で必要な業務をやっているというところで内閣官房において総合調整をするということでございます。

○荒井正吾君 もしせっかくそのように決められていればここに記載して、これを見て何か政府と連携したいという人も多いわけでございます。あなたに質問いたしますが、こういうふうなのはここ去年の十二月に書かれてなかったですが、改めてホームページで、この項目はこういう部局が対応すると、電話番号たれ彼、担当者何のたれべえというふうに書いていただけませんか。どうですか。

○政府参考人(鈴木基久君) 関係機関、それから関係の方々への周知あるいは広報の方法については、関係省庁とも相談をいたしまして検討したいと思っております。

○荒井正吾君 もし政府でされないならば、国会議員がそうやってこうして質問して情報を取ってこちらのホームページで流すとか、そのぐらいせないかぬ事項かなというふうに思う民間の期待の大きい行動計画だと思います。まあ、よろしくお願いします。

そこから同じこと、行動計画の最後に「行動計画の検証・見直し」というのがあるんですが、これもいつまでにだれが責任持って行うか記述がないんですね。これは意向の表明というんじゃないかと思うんですね。行動計画の中に入られないような記述だと思いますが、いつまでに検証を行うというの、行動計画じゃないと思うんですね。これはいつまでにされるんですか。

○政府参考人(鈴木基久君) 行動計画の中におきましては、御指摘がありましたとおり、行動計画に盛り込まれた施策について、随時人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を開催することにより進捗状況の検証を行い、フォローアップなどを図るということとしております。人身取引対策は内

閣の重要課題の一つでございます。引き続き内閣官房を中心に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の枠組みの中でこのフォローアップ等をいたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、いつごろまでという御指摘でございますが、現在、正にその行動計画の中の一環としていたしまして刑法等の法律改正を御審議いただいております。そのほか、また御審議いただかなければいけない法律改正もございまして、それから、正に御指摘がございましたとおり、実態の解明の徹底というのを進めていかなければいけないというふうに考えております。そういった法律改正の状況ですとか、あるいは実態解明の状況、それから人身取引の取締りあるいは被害者の保護の状況、こういった行動計画の施策の進捗状況というのとも踏まえつつ、その検証、検討というのを継続してまいりたいというふうに考えております。

○荒井正吾君 役所の縦割りではなくな落ちこぼれている分野だと思えますが、縦割りで官庁残っているのが、この委員会に来るのは厚労省、警察、法務省、それに内閣がかぶさっていると。この四省庁が縦割り四兄弟みたいな感じがする、ちょっと言葉悪くて失礼でございますが。しかし、ここに来るといことは何か対策しようというところまで来ているので、それはそれで大きく評価させていただきたいと思うんですが、これも、従来縦割りで残っていたということは十分謙虚に見詰めながら、今後力強く対策を講じていただきたいというふうに思う次第でございます。

先日、参考人の一人でおられました武藤かおりさんの話でございますが、民間シェルターの主宰者でございますが、これは厚労省名指しでございますが、行ってもその担当者が分からない。他人事だ。国の代わりにやっていると自分たちは思っているのに、何か助成金をもらいに来て、お金をもらいに来た人たちかというふうにさんざん

だと。それで、参考にだれがそういう対応をしたのかということまで聞いたんですが、そこでは、今日の質問の対応を受けてから改めて必要ならばだれが対応してそういうことになっているのかという事実の実態解明を進めたいというふうに思っています。

婦人相談所の、一つは婦人相談所の問題ですが、一時保護委託金は各県の婦人相談所が半分捻出して、その上で初めて国が半分捻出する。そして、国の意識がすべてそろっていないと、国の意識がまちまちで、地域によって扱いに差があるというような点と、その民間被害者支援組織への政府の連携と助成、政府の仕事のアウトリーチ、それが外国の組織まで及んだ方がこういう分野はいいじゃないと思うんですが、その担当官庁が分からない。外国等も絡みますと、国と地方で、被害者支援の助成をどの省に要求していいか分からないと、先ほどの行動計画の主体の話でございます。

被害者支援問題では、中央の担当省庁の責任分担が不確定だということ、地方公共団体の意欲のばらつきがある。民間の支援組織、外国の支援組織と政府の連携協力体制がまだ未熟じゃないか。政府の行動計画は、まあ意欲は分かるわけですが、けれども、その行動計画の体系にまだなっていないと、まあ最初のあれですから。だから、そういうことをいろいろ述べられて、人身取引被害者支援法というふうな体系を今あった方がいいんじゃないかというふうなお話がありました。総合的に取り組む体制が必要じゃないかというふうにも思われるわけでございます。それについてのお答え。

さらに、具体的に、民間シェルターというのは、婦人相談所は公的なんですけれども、民間シェルターというのは民間の人に対する政府のアウトリーチといえますか、その協力体制というのは、これは民間がやりたいから助成するというんじゃない、政府の仕事の一部を肩代わりしてもらうという面もありますので、ある程度規律と

助成というものは要ると思いますが、その助成の体制について、これも担当省庁が分からなくて、いやうちがやっていないから答えられないと。やっていないことを質問するのはどこに質問すればいいのかというふうに思ったりするんですが、その二つをお答え願いたいと思います。

○政府参考人(鈴木基久君) まず、私の方からは人身取引対策全体についての包括法、それから支援のための政府の中の包括的な組織についてという御質問でございます。それについてお答えさせていただきます。

政府といたしましては、人身取引対策を大変重要な問題だというふうに位置付けておりまして、内閣官房を中心としたこの昨年の四月に人身対策の関係省庁連絡会議を設置いたしまして、御案内のとおり、十二月に、早急に講ずべき対策ということで人身取引対策行動計画を取りまとめたところでございます。

包括的な支援、保護のための法律というふうな要望がNGOの方等からあるということは承知しておりますが、政府といたしましては、まずその行動計画に掲げました各種の施策をまず実施するというのが重要だと考えておりますし、政府の体制といたしましては、内閣官房を中心に、関係省庁がそれぞれ必要な施策を講じまして、この連絡会議で必要な総合調整を図っていくということが適切だというふうに考えております。

○政府参考人(佐藤忠春君) 一時保護委託でございますが、これは御指摘のありましたとおり、本来、公的機関であります婦人保護所の一時保護という機能がございまして、ここで収容し切れないような場合、あるいはいろいろな関係からこういう公認、まあ世間からよくこの場所等が公開されているような場所よりも、何と申しますか秘匿性があるような、そういったところで保護した方が適当な場合に、本来行政がやるべきものを委託すると、こういう仕組みでございまして、そういう適切な場合にそういう相手方に対して委託契約を結んで実施をしていただいておりますというものでございまして、

基本的には、婦人相談所の一時保護所で実施をするような食事やその他の日常生活の提供というところでありますが、こういったことを婦人相談所とよく連携をしながらやっていただくということにしております。

○荒井正吾君 民営のサービスと公的なその目的との融合、そしてその中でNPOとかを活用するというのはいろいろな官庁やっておりますが、厚労省余り進んでいないじゃないかというふうに思っています。

今の委託されているのは外形をおっしゃいましたけれども、じゃ何か所ぐらい、どの程度の予算でどのような活動状況ですか。活動の実態をもう少し詳しく教えてください。

○政府参考人(佐藤忠春君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、人身取引被害者につきましては、昨年まですべて婦人相談所の一時保護所で対応して、要請があったものについてはすべて対応してきておりますので、民間については一時保護委託のまだ実績はありませんが、そういう仕組みを今年度からつくったということでございまして、その参考にしておりますのが、今までDV被害者というもののについては既にそういう枠組みでやってきておるということでございます。これについてはDV被害者の中には外国人などもかなりおられますが、こういったものにつきましては一時保護委託先というものは婦人保護施設などの普通の施設もございまして、それに加えて民間の施設も約四十か所ぐらいたったと思っておりますが、かなりの数、一時保護委託をしてきておるところでございまして、

○荒井正吾君 この行動計画の民間シェルター等への一時保護委託費、実施の予算要求というのは、どのくらい予算が付いておりますか。何か所ぐらい予定されているんですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 今年度の予算といたしましては、一時保護委託といたしまして、民間に対する、あるいは民間以外のものも含めて一時保護委託費として一千万円を計上しております。これはございまして、大体のその箇所数、箇所数といいますが人数で申しますと年間二百一、三十名を、過去の実績に基づきまして大体六、七日程度保護しているのが今までの通例でございますから、そういった実績も見ながら、昨年は二十八人が年間の保護実績でございましたが、今年度はそれを二百一、三十名の枠を確保しておるということでございまして、

保護委託費として一千万円を計上しております。これはございまして、大体のその箇所数、箇所数といいますが人数で申しますと年間二百一、三十名を、過去の実績に基づきまして大体六、七日程度保護しているのが今までの通例でございますから、そういった実績も見ながら、昨年は二十八人が年間の保護実績でございましたが、今年度はそれを二百一、三十名の枠を確保しておるということでございまして、

○荒井正吾君 予算を実績主義でやって、何もしてない実績からたくさんやるというのはこれは余り自慢にならないと思います。必要量があって、それに対してどの程度やるかという予算にしないと駄目じゃないかと思いますが、今の言葉だとちょっと心配ですが。

そうすると、一千万だと、あと、その行動計画にカウンセリングとかいろいろいいことが書いてあるんですが、余りほとんどできないように思いますが、一時保護というところは民間では、吉田参事官がおっしゃったように、とにかく衣食住を提供するだけだということに感じられますが、そういうことです。

○政府参考人(佐藤忠春君) 衣食住の提供、日常生活をしていただくというのが一時保護の基本的な考えでございますが、カウンセリングとかそういうのが必要な場合には婦人相談所に配置しておる心理療法の担当職員を派遣するというようなことも可能だと思いますから、そういう有機的な連携をよく図りながら実施をしてみたいというふうな思っております。

○荒井正吾君 何か公的なサービスである程度できるという自負心があるんですけど、していないからこういうことがいろいろ言われるんじゃないかと思っております。

先ほど申しましたように、民間の活用というのが一番後れて、一番というのはいさよとい過ぎかもしれない、大変後れているような仕組みの官庁じゃないかというふうに思っています。民間でそれじゃ、婦人相談所は今どのくらいの予算でそれ

ているんですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) いろいろな方々の婦人保護に要する費用として約八億円の年間経費で運営をしております。

○荒井正吾君 国費八億円ということですか。じゃ、まあその半額補助だと倍ぐらいの事業費。そうすると、まあもう少し詳細にその婦人相談所の事業と民間活用の余地というのをもう少し追及したい面、気持ちはありますが、ちょっと改めてということだと思います。別途追及させていただきます。

時間もあれですので、最後といいますか、できれば南野大臣にお伺いしたいんですが、人身取引の受入れ大国と言われてこういう施策もされてきた面がありますが、受入れ大国と言われるのは、日本に就労機会があつて外国人の労働マーケットがあるという理由もあろうかと思っております。そうすると、外国人労働政策からのアプローチということも必要かというふうに思います。

八五年に、まあ二十年前でございますが、八十五万人の外国人登録者が二〇〇三年には百九十一万人になった、約二十万人の超過滞在者がいて、二百万人を超す外国人が日本に生活しているというふうな言われております。で、十五年前、九〇年に入管法が改正されました、ブラジル日系人の日本での労働が飛躍的に増大して、現在二十三万人程度いるということでございます。ブラジル日系人の在留は、身分又は地位による在留許可あるいは雇用契約のない在留許可というところで、そういう言い方すれば、人身取引は在留許可のない公序良俗に反する雇用契約というふうな性格もあるように思っています。

ブラジル日系人の話を持ち出すのは、顔の見える安定住化というふうな言われて、教育、住宅、社会保障の扱いに問題が発生している。我が国での体系的、統合的な移民政策が不在である。日系人の対応が我が国の今後の外国人受入れにおいて正に試金石になるんじゃないかというふうな問題意識が発生しているわけでございます。

法務大臣が先般定められた第三次出入国管理基本計画は、従来になく踏み込んだ計画だと多くの方に評価されております。私もそのように思っています。しかし、日系人問題については、法務省としての見解、対応方針がまだ十分示されていない。世論、政策の意識がなかなか集中してこない。日本人の配偶者等という在留資格は、偽装結婚によるものもあり、人身取引の一つのパターンともなりかねないというふうにも思います。

先日、ある会合で、経団連の方の評価ですが、第三次出入国管理基本計画は従来より一歩踏み込んだものと評価しているが、外国人受入れ問題に係る縦割り行政の是正については従来同様方向性が全く示されていない。まあ、これは法務省だけの計画ですので、縦割りというのはほかの省庁も関係する、特に厚生労働省とも関係する。厚生労働省と法務省が縦割りがなければ大変世の中良くなる分野もいろいろ多いんじゃないかというふうにいるわけですが、体系的、統合的な外国人労働政策の確立は人身取引受入れ大国というような不名誉を払拭するためにも必要かと思えます。

それで、南野大臣にお聞きしたいんですが、我が国の外国人の在留、就労、社会保障の適用に係る政策は、まあ法務省だけじゃないと思います。が、どういふふうに責任を持つべきというふうな法務省としては考えておられるのか。また、外国人の労働についての基本政策の確立、主務大臣の明確化、基本法の制定というふうなもの、基本的な、体系的な施策の確立ということが必要だと思ふ次第でございますが、最後に南野大臣にその点を御質問させていただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 我が国に在留されます外国人に対する各種の施策につきましては、これは日本人の場合と同様にその業務を所管する官庁がやっているとございまして、これはもう当然のことでございますが、

就労ということに関しては、厚労省だけで

なく経産省も農林省も、いろいろな省庁が絡んできているというふうにも思っております。

現在の管理について申し上げるならば、法務省が就労支援、又は社会保障の適用については厚生労働省が担当しているということになるかと思っております。しかし、より良い施策の推進のためには、種々の課題について関係機関が連携して対応していくということが不可欠であろうと認識いたしております。

法務省といたしまして、今先生がお褒めのお言葉をいただきました第三次出入国管理基本計画におきまして、外国人が住みやすい環境をつくり、進めていくためには、やはり労働、教育、福祉に係る施策が必要になってくると。それらを連携しながら、その方策を検討していく必要があるというところでございまして。今後、その方針に沿って検討してまいりたいと思っております。

さらに、お問い合わせがございました基本法の制定などの先生の御発想でございますが、我が国に在留する外国人に対する施策の推進というのには、日本人の場合と同様に多くの関係機関が連携して取り組むべきであると思っております。

このような取組のためには、先生御指摘のような基本政策の確立、それから主務大臣の明確化及び基本法の制定を行うということについても種々議論があらうかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、法務省といたしましては、関係機関の連携が不可欠であるという観点から、先般策定いたしました第三次出入国管理基本計画におきましても、厚生労働省等と必要な連携を図りながら施策を検討、推進していくことといたしております。また、今後、この方針に沿って対応してまいりたいと考えております。

先生が一番最初にお触れになられました健康のチェックというような問題につきましても、この治安が、入国管理の仕事についてお褒めをいただいたわけですが、治安の健康状態のチェックということが一番必要であらうかなということは痛感いたしております。

私が言い間違っておりますところがございます。法務省が就労支援と申し上げた、でなく、これは厚労省でありますので、その点、御訂正させていただきます。

以上です。

○荒井正吾君 ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子君及び江田五月君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君及び林久美子君が選任されました。

○林久美子君 私は、民主党・新緑風会の林久美子でございます。

本日は、刑法等の一部を改正する法律案につきまして、先輩議員、そして同僚議員の御配慮によりまして、こうして質問に立たせていただく機会をいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。

それでは、よろしく願います。

今回の改正によりまして、人身受渡し罪、人身買受け罪などを新設をいたしまして、これらの行為を処罰の対象とするなど一定の評価はできるといふふうに考えております。しかしながら、肝心の犯罪被害者、すなわち人身取引の被害者の保護についての位置付けやあるいは体制の整備については不十分でございまして、今回の改正で真の意味で被害者の救済や犯罪組織の摘発につながるのかどうか、そういう点につきましてはまだまだ疑問が残るところでございまして。

そこで、本日は医療体制、これは被害者の支援に欠かすことができないと考えますが、この医療体制を中心にお話を伺ってまいりたいと思っております。

では、早速なんですが、私は今月八日に代表質問に立たせていただきました。このときの答弁で、人身取引の被害者に対する医療につきまして、尾辻大臣からは必要となる医療の確保に努め

ていると御答弁をいただきました。

今更申し上げるまでもなく、人身取引の被害者の方は、性病の心配をしていたり妊娠のおそれを感じていたり、そしてもちろん精神的にも深い傷を負っていらつしやるという場合が多く、医師の診察や治療が必要な場合というのも決して少なくはございません。

そこで、婦人相談所などで保護された被害者への医療についてはどのような体制で現在行っているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(佐藤忠春君) 婦人相談所におきましては、いろいろな問題を抱えた女性に対しまして、心理的ケアを含めた相談、保護を幅広く行っておるところでございます。

医療的支援を必要とされる場合の対応ですが、婦人相談所に置かれております、非常勤が多いわけですが、医師の、基本的にそこで行える医師の診療というものも可能な範囲で提供できるということでございますが、本格的な医療ということになりますと、そのいろんな周辺の病院等についての情報提供をして受けていただく。

ただ、経済的な問題からなかなか受けにくい者につきましては無料低額診療事業と、これは社会福祉事業の中にそういう一つの類型がございまして、そういった事業を利用していただくというふうなことも含めて、できるだけ必要な医療が確保されるように努力をしておるところであります。

○林久美子君 ありがとうございます。

今三つのケースを御紹介をいただきましたけれども、それでは、被害者というのは着のみのまま逃げた場合というの多いかと思うんですけれども、治療費を持っていない場合、どのように対応していらつしやるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 先ほど申し上げましたように、婦人相談所に置かれておる医師がまず対応する場合がございますので、これはもちろん経済的な負担はありませんが、ここでできる限りの軽度な医療は提供するというところでござい

す。

ただ、状況に応じまして、医療費がないような方々について更にもう少し高度あるいは中度の医療が必要という場合には、今申し上げましたような無料低額、できるだけ安い、あるいは無料で医療を受けられるような施設を紹介し、そちらへお連れすると、こういったことに対応するということが基本的な対応だというふうに考えております。

○林久美子君 それでは、この無料低額診療施設というのは全国の各都道府県にあるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 無料低額診療事業を行います病院であります。これは社会福祉法人でありますとか民法法人、宗教法人、各種ございしますが、全国に二百六十二の診療所あるいは病院が存在しております。

全国的に設置をされておりますが、こういった医療機関がない都道府県が、現在、青森県を始め全部で六県は存在がしていないという状況でございます。

○林久美子君 青森、秋田、山梨、岐阜、高知、そして沖縄の六県が空白県であるというふうに承知をいたしております。

このように無料低額診療施設のない、いわゆる空白県にある婦人相談所にいらっしゃる医師の配置状況を調べてみましたところ、すべての六県につきまして非常勤の医師が一人いるだけという状況でございます。

こうした空白県で治療費を持たない被害者が保護をされ、非常勤の医師がすぐにつかまらない、あるいは緊急の対応が必要である、そういったケースも考えられるわけでございますけれども、こうしたときはどうやって医療をどこで受けければいいんでしょうか。また、そのときの費用負担はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) こういったところで今までの、昨年まで保護した人身取引被害者については幾つかの保護した県に聞いてみましたが、

そういった事例というのは発生はしていないようでありまして、仮にそういった医療を必要とする場合の対応であります。非常勤の医師が基本的には対応できればそこで対応するということでありまして、無料低額診療事業、こういったところのないようなケースについて、隣の県まで行くというのなかなか不可能でありますから、できる限りそういった近隣の医療機関でそういったことに応じていただけたところを探すと、そういった一つの方法ではないかと思っております。そういったことと含めて、救急医療、どうしても救急の医療が必要という場合には、救命救急センターである程度の対応をしていただくということも、従来から外国人の医療ということでそういった枠組みもつくっておりますから、そういった救急救命センターを活用するというのも一つの方法かと思っております。

いずれにしても、今ある制度をできるだけ活用してやっていくということが基本だと思います。それから、お産が必要というような場合には、これは今助産施設の利用ということが、これは児童福祉法で無料で利用できるような、こういった制度がありますので、これについてはこういう既存の制度を利用して対応することが可能だと思っております。

○林久美子君 今御答弁の中に、まだそういったケースは発生していないという文言がございましたけれども、今までに発生していないからこれといったものではなくて、政治というのは、行政というのは万が一のときにも対応できるようなシステムを組んでおく必要があるというふうなことを考えております。

近隣の病院でそういう場合は対応してもらいたいということもお話でございましたが、例えば骨折をしていらっしゃる方で通院が必要ないケース等々もあるかと思うんですけれども、そういった場合のじゃ費用の負担はどうなるんでしょうか。

活用していただくということしか今のところないと思っております。この辺りにつきましては、これから具体的な事例がどういふものが発生してどういふ対応が必要かということは、事例、都道府県等の対応も含めて、私どももよく、何というか、事実を把握しながら少し研究をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○林久美子君 私が事前に伺いましたところ、そういう場合は恐らく婦人相談所の方で医療費は賄うと、フォローするということになるというお話も伺っております。

先ほど荒井委員の方からも御質問ありましたように、婦人相談所というのはなかなか厳しい現状に置かれていてということをお考えしても、もつとしっかりと対応をしておく必要があるのではないかと、この点を重ねて申し上げたいと思っております。少なくとも、この無料低額診療施設のない空白県などでは婦人相談所に医師を常駐せよとか、何らかの手だてを講じる必要性もあるかと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 先ほど申し上げましたとおり、そういった個別の県の対応というものも、その置かれてある状況が違いますので、これから、既にDV被害者などでもかなり外国人の方も保護したり、あるいは国内の方も保護したりしておりますが、具体的に医療費の問題で特に大変なことになったというような話も、特に私どもも今承知しておりますが、これから婦人相談所の対応ということについてはどういふことが可能かどうか、あるいはもう少し何らかの積極的な仕組みとか対応を考える必要があるかどうか、先ほど申し上げましたとおり、これからの事例の積み重ねを見ながら少し研究していく必要があるのかなと考えております。

○林久美子君 是非とも前向きな検討をお願いいたします。

この無料低額診療、先ほどお話がございましたけれども、これはそもそも医療保険が発達していないころのもので、厚労省が平成十三年七月に出された無料低額診療事業に関する通知では、「社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること」とされておりました。国全体としては抑制方針にあるということとは承知をいたしております。

確かに、この事業が法律に位置付けられました昭和二十六年当時に比べますと、この国は豊かにもなったでしょうし、医療保険というものも発達いたしました。しかしながら、今また別の意味で人身取引被害者など生活困難者が存在をしております。また新たにそういった人々を救済するという意味での必要性というものが生じてきているのではないかなというふうに感じております。

人身取引の被害者は性的にあるいは経済的に搾取をされ、十分な医療すら受けることができないと、そういった現状を見詰めたときに、無料低額診療の空白県をなくすという必要性もあると考えますが、いかがでしょうか。

また、アメリカなど先進国におきましては、緊急医療の提供は一般化をいたしております。そうしたことを考えましても、無料低額診療というのはある意味では民間に任せるといふことになるわけですが、民間に任せ切りというのではなくて、人身取引の被害者などの救済の必要な人たちについては国が医療費を負担するということも検討すべき時期にきているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 無料低額診療事業であります。これは先ほど言いましたように、社会福祉法に基づく社会福祉事業として、医療機関が自らの負担において生計困難者の医療費の減免を行うと、こういった性格のものでありまして、一律にこの設置を義務付けるとか、なかなか行政が指導してこれを配置していくというふうな、こういった構造になっておられない性格のものでありますので、なかなか一律に指導するということはなかなか困難ではないかなというふうに思っておりますが、先ほどの抑制方針というような通達とは

別に、実態としては、微増ではありますが、ここ数年少しずつ増えてきておるといのが実情でございませう。

○林久美子君 その空白県をなくすということについて、あるいは国が医療費を見ることがあるということについてのお考えはいかがでございませうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 医療費をどこまで負担をするかということで、これは先ほど来申し上げておりますように、できる限り既存のこの枠内で、枠組みの中で対応していかざるを得ない。これは今の、今までの国内の婦人保護事業もそうでありまして、国内のDV被害者に対してもこういう形で提供しておりますので、人身取引被害者というものをどういうふうな位置付けるかという問題とも関連をしてくる問題であります。今にわかには公費でもって提供するという仕組みをつくることはなかなか困難かと思いますが、これは、人身取引被害者対策全体をどう考えるかということの中でそういった議論も必要かなという気はいたしますが、私も少しは、今の既存のこういう枠内でできる限りの工夫をします。

先ほど言いましたように、婦人保護、婦人相談所、個々で対応している場合にどういうふうな個別のこの医療費というのについて配慮が必要かという点については、先ほど来言っておりますように、もう少し実情に応じた取扱いが可能かどうか、その辺りも含めて少し検討はしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○林久美子君 医療費というのは人の命を守る上で欠かすことができない。先ほど申し上げました諸外国の先進国の例を見ましても、積極的な取組を是非お願いしたいと思っております。

何もこの医療費という問題に限らず、非常に今回のこの人身取引につきましてはまだまだ改善すべき点があるということでございませうけれども、実はこの医師の配置にとどまらず、婦人相談所、先ほどから何度もお話に出てまいりました、ここで、じゃ実際婦人相談員はどういう現状

なのか、それをちょっと調べてみました。

無料低額診療について空白県があるということをお指摘申し上げましたが、実はこの四月一日現在で、婦人相談所における婦人相談員につきましては空白県がございませう。北海道と福岡、婦人相談員いないということですが、確認できず、それでよろしいでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 北海道と福岡県につきましては、婦人相談員が婦人相談所に配置されております。

○林久美子君 婦人相談所が今回の行動計画などにおきましても拠点の施設となるわけでございます。そういったところでしっかりとその人員が配置されていなくて、本当に何かあったときに対応はできないのかというのを不安に感じずにはいられます。医師の問題もそうです。この婦人相談員の問題もそうですけれども、結局は地方に任せっきりになってしまっている。安全という部分で、ナショナルミマムの観点からも人員配置最低基準みたいなものを設けて、しっかりと受皿を強化していくという考えはありでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 婦人相談員の全体の数につきましては、この四年間ぐらいの間にかなり、一・三倍ぐらいに全体的には増えてきておりますが、御指摘のように、北海道や福岡においては配置をされていない。婦人相談員というのは、婦人相談所だけではなくて、社会福祉事務所でありまして、あるいは都道府県の本庁にいたり、いろんな機関に配置をされているわけで、福岡や北海道の場合には、たまたま婦人相談所には配置していない。

これは、聞いてみますと、婦人相談所には、婦人相談員というの是非常勤の方が非常に多いんであります。むしろ、この相談指導員という、別の呼び方ですが、常勤の職員が北海道や福岡の場合には婦人相談所に配置をされておるといふ実情ございまして、そういう方でもむしろ体制がある意味では充実を、非常勤よりも充実をした体

制を取っておることから、婦人相談員という名称の方々は婦人相談所に配置をされておらないということだというふうな承知をしております。

○林久美子君 それでは、婦人相談員と、事あるごとに婦人相談所の婦人相談員という御答弁が出てくるわけですが、それだつたら相談指導員でもいいのではないかと。多分、この辺のそのすみ分けとか整理はできていないのではないかと。事前にお話を聞いたときにもそういう印象がぬぐい切れなかったということもございませう。

そこら辺はもう一度きちつと整理をしていただければ、しっかりと、婦人相談所を受皿とするのであれば、そこで保護、そして支援できるように検討をすべきであるということをお指摘を申し上げたいと思っております。

もう時間も余りございませんので、それでは最後に法務大臣にお伺いをしたいと思います。

この医療あるいは婦人相談所の現状をお聞きになられました、大臣といたしまして、これで本場に被害者たちが救われるのか、まだまだ議論の余地があるのではないかと、今後どういうふうに対応していくかと考えていらっしゃるのか、御決意も含めてお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 医療関係のことをお尋ねでございましたので、それは私が今ここで、この立場で申し上げることは大変僭越になろうかというふうに思っております。

何はともあれ、こういう人身の問題を抱えている人、また過去にはDV法などとしてきた個人といたしましては、そういう問題が充足されること、望ましいというふうには思っております。

一つ政府といたしまして見解を申し上げるならば、昨年の十二月に策定いたしました人身取引対策行動計画、それにおきましては、総合的、包括的な人身取引対策を講ずることといたしております。その計画に沿って関係省庁が協力しながら諸政策を実行しておりますので、それを充実させていくという方向になろうかと思っております。今後とも引き続きまして、被害者の立場に立つてきめ細

かな対応についてもやっていきたいというふうな思っております。

病院での文言の話がございましたが、病院に來られる方々について、我々、看護職の立場の人たちには聞いたことがありません。これは、DV法との絡み合わせですが、いろいろな言葉を被害者の方々はお持ちでありますので、看護に關する、又は自分の症状を訴えることについて、その国の言葉で何か国語もメモを作ったよと言ったこと、痛むのか圧迫するような痛みなのかということによって、これまで診断の一助になりますので、そういう細かい配慮も現場ではしていることを付け加えさせていただきます。

○林久美子君 どうもありがとうございました。今後とも積極的な対応をお願いいたします。

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。先週に引き続き、最後の機会でございますので、質問をさせていただきますが、ずっと参考人の意見も聞かせていただきました。いろいろこれまでのやり取りの中で、私自身としても、今回の法改正、その意義というのは非常に大きなものがあるというふうに考えています。一定の評価をしたいというふうに考えるんです。

人身売買が今まで犯罪として規定されてきたこと、かつたということ自身がやっぱりちょっと遅かったなというふうな気はしますが、いずれにしても、今回、踏み込むということでもあります。それは、国際的な期待にもこたえるということにもなるんですが、どうもこの間の議論をしてきましたら、その大事な、予防と、そして処罰と、そして保護という、この三つの大きなポイントの効果が本当にこれで上げられるのかどうかという点と疑問があります。そういう視点で幾つか補足という意味で質問をさせていただきます。

まずは、例えば処罰のところ、人身買受け罪あるいは売渡し罪、新設されました。本当にこれ新設しただけで、問題は、本当に撲滅にまで、効

果を上げるまでいくのかどうかというのがこれからの大事な課題なんです、今までの経験ということからしますと、特にこの人身売買というのは、一個人が犯罪を犯すということではなくて、むしろ組織的な、しかも国際的なブローカーというものがあって、それ自身は個人ではなくて組織というふうなことが実態が見えるんですが、その数字が明らかでないんですね。日本は受入れ国だというふうな言われて、指摘されて、一体日本のブローカーの数、あるいは特にその組織ですね、というものがどういう実態になっているのか、これをつかんでいるのかどうか、もしつかんでいるとすればその数字をちょっと聞かしていただきたいと思うんですが、特に、その中で、組織を処罰する、摘発するまでいった事例があるのかどうかですね、それもちよっと一週間かしていただきたいと思っています。

○委員長(渡辺孝男君) お答えはだれがしますか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) 人身売買組織の実態についてのお尋ねでございますけれども、その実態というのは、現状、基本的には地下に潜っているといえます。アンダーグラウンドの世界でございまして、私どももいたしましては、事件検挙を通じてこれを解明していくと、実態解明をするということになるわけでございます。

いろいろな意味で昨年も人身事犯の取締りを行ったわけでございまして、その中で人身取引事犯の被害者の保護も行いましたし、一方でブローカーあるいは悪質な雇用者等の検挙も行っておりまして、そうした中でブローカーの検挙というものも相当数行ったという状況でございます。

○松岡徹君 私たちは、人身売買が非常に重大な人権侵害であり犯罪であるということは分かっているんですが、その実態がなかなか分からない。しかし一方、日本は受入れ国だと言われている。これに責任ある答えを出していこうということとが今回の法改正の大きな責務だと思っております。

ね。

そのときに、日本の受入れ国となっているブローカーの組織が、一般的に言うならば、それが暴力団の資金源になっているとか、そういうようなこと言われます。ところが、この実態が全くはつきりしないんですね。それが摘発と、要するに非常に難しいんです。その実態をつかむというのが難しいという事案なんです、これは。

そこで、大臣にお聞きしたいんですけれども、そういう意味では、一つの、摘発するという、例えばストリップ小屋とかあるいはそういう風俗のところを摘発する、捜査するというところもあるかもしれないんですが、一番大事なのは被害者の保護と、そして被害者の証言によってその実態が明らかになっていくというのには極めて重要なウエイトを占めていると思うんですね。で、大臣にお聞きしたい。それは、私はそう思うんですけども、大臣、是非とも被害者からの証言というものが非常に大事になってきます。その被害者が安心して証言できるような環境をどういうふうにつくろうかというのかというものを、改めて大臣の考え方を伺えたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) 私の方からまずお答えさせていただきます。被害者の方々が安心して関係機関に出頭していただくことがまず肝要であるという、委員御指摘のとおりだと思います。そのためには、もちろん事前の人身取引の被害者の方々は被害者として保護されるのであるということを広く周知するということが必要であるかと思っております。

また、実際にいろいろな関係機関に出頭してきた場合には、入管の立場から申し上げますならば、まず対応する担当官については、ほとんどの方が被害者は女性だということに思われますので、女性の被害者の方には女性の担当官が対応するというようなこと、それから、言語の問題が先ほどもちよっと出しましたが、日本語に通じていないような被害者の方につきましては、その方の母国語の通訳を手当てをして詳細な話をその被害者の

方から聞いていくという、こういったことを心掛けていくところでございまして、今後ともそういう形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○松岡徹君 大臣、なぜそれを言うのかというのは、今入管の局長が答えていただきましたけれども、要するに被害者の証言というのは極めて、組織やブローカーを摘発していく、すなわち今回の法改正の効果も上げていく、そして実態を把握するためにも大事なポイントであるというふうに思っています。そういう意味では、いろいろ努力をしてくださる。それから、これからの課題がたくさんあると言われている。今大臣がどのような問題意識を持たれているのかということが聞きたかったんですね。当然、言うまでもなく同じ問題意識だと思っております。

そこで、被害者の方々が、まず入管の局長答えていただきました、あるいは民間の、参考人(民間のシェルター)の方が、民間のところに駆け込んで、そして保護されている。で、被害者は被害者だと、その被害者の申請をするのにか月以上掛かるといふ証言も先日の参考人のところでもありました。そういうことからすると、まず被害者が安心して証言できるような環境をどうつくるか、そのときには入管はそうおっしゃいました。それ以外にもたくさんあると思うんですね。

私は一番大事なのは、その被害者を、私たちの国際的な批判の一つに、日本は被害者を犯罪者扱いしているという指摘がありました。すなわち、それはどんな犯罪かといえば、不法入国、不法就労、不法滞在という対象者として対応してきたんですね。そういう意味では、今回は、今回の法改正で効果を上げていくためにも、特別に留許可の仕方、認定の仕方ですね、これを直ちに差し替えていかなあかんと。安心して被害者が、先ほど言った医療の関係にも対応できる、あるいは証言にもこたえられていくというようにするためにも、被害者の被害としての認定と、そして在留許可をどういうふうにして下ろしていくのか、これは是非とも、私はそう思うんですが。

そこで、被害者であると認定する場合、だれがどのように、どのような方法で認定するのか、それをちよっと聞かしていただきたいと思っております。

○国務大臣(南野知恵子君) そのような場合、また人身取引の被害者の認定をいたします場合には、御本人の申出、先生言われたように、それは申し出られるような環境を整えてあげること、それが大切ですが、そのように申し出やすい環境をつくり、その申出によりまして入国管理局が、これが独自に調査した結果はもとより、警察等の捜査機関、NGO、出身国の在日公館からも情報の提供を得るなどして、判明した事実を総合的に考慮して判断するというのが建前でございます。

○松岡徹君 建前は分かるんですが、今まで被害者が直接保護されて、言わば入管で発覚するというのが多いですね。もう一つは、自分の自国の大使館に駆け込んで、あるいは民間のそういう、参考人(来ていただいたサラーの家とか、そういうところ)に駆け込んで発覚するというのが多いんですね。

今回の改正で、保護するという取組のところで、駆け込み寺としての一つに警察とかということをおっしゃいました。こんなパンフも用意しようということも言われていますけれども、そういう意味では、その認定の仕方なんです、入管で最後にするかもしれないんですが、やっぱりその窓口、駆け込みするところとどうやって連携していくのかというのが非常に大事なんです。これを迅速にやっぱ対応すべきことだというふうに考えるんですが、それに対応するような対応策というのは考えていられます、今回の法改正に当たって。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、人身取引の被害者の方が発見されるといいますか、認知される状況というのはいろいろなケースがあるかと思っております。刑事事件として捜査が開始されるケースもございま

しょうし、あと民間のシェルターのようなところに御本人が駆け込むケースもございましょうし、入管にお見えになることもある。そうしますと、それぞれの機関がそれぞれの担当をしてはおりますけれども、相互に情報を交換するというのが非常に大事になってくるんだろうと思われま。

入管で仮に被害者と認定いたしましたけれども、当然その被害者の陰には加害者がおるわけでございまして、捜査の必要もございましょうし、そういったことで我々としては、関係省庁の連絡会議もございまして、それ以外にも、警察と厚生労働省とも個別的にも緊密な連携を取って対処をしておりますし、今後もその方針で対処してまいりたいと思っております。

○松岡徹君 やつぱり今までの現状の域を出ていないですね。そういう意味では私は、今回本当に被害者が被害者として認定されて保護されるのだろうか、そういう効果を上げられるのだろうか、そのことに非常に不十分さを感じます。そのことが不十分であればあるほど、摘発、処罰というところの効果がやつぱり薄くなっていくということなんです。

そういう意味で、私は大臣に聞きたいのは、被害者と認定されるためのそういういろんな方法、民間との連携をしていこうということをおっしゃっていました。だから、民間とあるいはNGOとの連携というのは非常に大事です。ところが、その民間との連携の仕方というのは非常にいいまいですから、今回の施策の中にも、やつぱりしっかりとそのことを踏まえる具体的な施策を、定義付けを、民間との定義付けをしていくべきだと思ふんですね。今後の課題になるのかと思ふますが、是非ともそれは形として作り上げていただくように要請をおきたいと思ふんです。

それで、被害者と認定された場合に在留許可を今回は許可しようということになります。この許可の判断は残念ながらまだはつきり明快ではないんですね。すなわち、大臣の裁量権の範囲内でこれが決められるんです。これは非常にいいまいな

んです。しかも、全国あちこち被害者が出てくる可能性がります。大臣がその在留許可の許可を下す場合の許可の判断基準というのが裁量権の枠内ですから、具体的にありません。私は、このあいまいな定義といいますが、許可の、裁量という内容をこの際はつきりすべきではないかというふうに思ふんですけれども、当事者の大臣、どうなんでしょう。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引は本当に重大な人権侵害であるというところに立脚いたし、早急な取組が必要であるという認識の下に政府を挙げて対策に取り組んでいるところであります。今回の法改正は、その一環といたしまして、人身取引の被害者は保護の対象であることを明確にするものでございます。したがって、被害者として保護することを念頭に、原則として在留特別許可をすることになるものというふうに思ひます。

○松岡徹君 被害者と認定されれば、もう直ちにイコール特別在留許可が下りるといふふうに解釈すればいいんですか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。大臣の方から原則としてというお答えがございましたけれども、今回の法改正の趣旨を踏まえれば、人身取引の被害者という認定をされた場合には、よほど極端な例外がなければ在留特別許可を付与するというのが法改正の趣旨でございます。

例えば、余り想定できませんが、被害者の立場にあると同時に、その人身取引問題とはおおよそ関係なく重大な殺人事件なり強盗事件などを起こしておったというようなケースですとか、また入管法の退去強制事由の中にございしますが、日本の国益を損ねるような、日本の政府を武力で転覆する目的を持っているというようなケースが規定されておるわけですが、そういった例外的なケースはこれまた別な判断があるかと思ひますが、そうでない通常の場合には在留特別許可が付与される

というふうに考えております。

○松岡徹君 余りにも極端な例を言われると、まあ人身売買された人がその国を転覆させるような犯罪に加担するようなことは当然考えられませんが、けれども、要するに事態とずれているんですね。考えられる可能性といったら何はでも限らない無限ですけども、やつぱり現実をしっかりと踏まえて実態に対応していかなければならないと言っているんですね。私はそういう意味では、今回の法改正で人身売買が犯罪としてしっかりと規定されて、しかもそれを撲滅目指してやろうというときに、いかに犯罪被害者の、この被害者の救済とい

いますか、保護というものが大事であるかというのは、効果を上げるためにも大事だということ意味で言っているんですね。ですから、今入管局長がおっしゃったように、それは、転覆させるような犯罪とか考えたら可能性はあるかもしれないけれども、そんな問題ではないんですね。

ですから、やつぱり在留許可を、やつぱり被害者と認定された場合は無条件にやつぱりやっているとが大事だと思ふんです。それはなぜかといえ、次のことにもなりますが、犯罪ブローカーとかあるいは組織、そういったものを摘発していくために、あるいは先ほどのやり取りの中にもありましたように、この人身売買の我が国での全容を解明していくために極めて大事な課題でありますから、被害者の方がしっかりと安心してその証言ができるということが大事だと思ひます。

私は同時に、もう一つは、被害者の人の保護の中に、権利あるいは人権の回復という大事な視点があります。行動計画の中にも人身売買は重大な人権侵害であるというふうに規定されています。彼女らあるいは彼らを保護するというのは正に人権を回復していくという取組なんです。医療やあるいは様々な保護、救援施策は正にその一つだと思ふんです。その中で、被害者の方々が証言と同時に、その犯罪ブローカーや組織を証言の中で正しくしていくという環境をつくって、告発していくということまで当然権利としてはあると

思ふんです。あるいは認めていくべきだと思ふんですね。

被害者が裁判に訴えていくといった場合、どのような対応、支援策というものを考えておられるのか。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引の被害者が加害者に対する損害賠償の請求等もこの中身に入っているのかと思っておりますが、我が国に在留を希望し、その必要が認められる場合には、在留特別許可や在留資格の変更許可等により必要と認められる期間の在留が可能となるのが先ほどの話でございます。

そういう意味で、自分が受けた裁判、これがちゃんと的確に情報として与えられるのかというようなお尋ねであったと思ひますが、昨年成立いたしました総合法律支援法に基づきまして、これは平成十八年度に日本司法支援センターが設立されるということになります。この支援センターにおきまして被害者支援団体などと連携協力しながら、被害者の方々に有益な情報の提供をしてまいりたいというふうに思っております。また、支援センターでは、各地の弁護士会や日弁連の方々と協力しながら、犯罪被害者問題に精通した弁護士の方々を紹介する体制、そういうものを整備することが予定されております。

人身取引の被害者に対しても、支援センターのこのような業務を通じて、損害賠償請求とか訴えたい問題という問題を、その風通しを良くするための情報提供ということとしてはいかなければならないと思っております。

○松岡徹君 被害者の方の人権の回復、これは私は非常に大事な視点だと思ふんですね。それを抜いてはならない。

そのことからすると、実態に見合うということですが、人権の回復の手段の一つとして、自らが被った被害、例えば被害者の方は日本に人身売買で連れてこられたときに、日本のブローカーに身柄が渡ったときにはもう既に三百万とか五百万の借金を知らぬところで負わされているんですね。

自ら別にもらったわけでもないのにそういうことを負わされている。すなわち、そういった一つ一つの被害の状況、それに対する訴訟とかあるいは損害賠償とか、そういったものを保障していくという、そういう環境を保障するということが大事な被害者保護、支援のポイントだと思ふんですね。そういう意味では、今大臣おっしゃったように、司法の支援センターを中心にとおっしゃっていますけれども、例えば訴訟費用とか、あるいはそういった道がありますよということを被害者に丁寧に伝えていくということも大事なんですね。

被害者の方自身は、駆け込んだときには、警察に駆け込む例というのは非常に多いとはならないというぐらいいです。そういう意味では、なかなか日本の警察あるいは司法が十分分かっていないし、信頼もされていないという状況であります。丁寧なそういう手続といいますか、そういう支援の方法を考えていかなくてはならないと思ふんですね。その支援センターでそういう相談に応じるということだけでは十分なフォローにはならないんじゃないかなというふうに思ふんですね。日弁連とかそういったところとしっかり連携をやっていく必要があると思ふんですね。支援センターだけではまだまだ不十分だと思います。

先ほど大臣がおっしゃった、民間との連携とか日弁連とかおっしゃっていましたけれども、その場合、当然訴訟費用とかありますが、そういったことの支援も考えておられるのかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○政府参考人(倉吉敬君) 申し訳ございません。総合支援法の中に、支援センターで民事法律扶助事業もやる、こういうことになっておりまして、これはもちろん資力が無いという要件が必要になるわけですが、それを審査した上で訴訟を進行していく資力が無いということであれば、その訴訟費用も立替私をするという前提で、これは現在行われております民事法律扶助と全く

同じスキームでございしますが、それを日本司法支援センターが引き継いで行くと、こういうことになっております。

○松岡徹君 立替えというのは、非常に被害者の状況からすれば非常に難しいんですね。ですから、やっぱり踏み込んだ支援策というものを考えていかなければならないと思ふんですね。

先ほどのやり取りの中でもありましたけれども、彼女らが婦人相談所に特別に留め保護されて、その中で例えば訴訟の手続をしていくといった場合、具体的な現実的な姿というのが見えてこないんですね。本当にそれができるのか、あるいは婦人相談所のところにそんな機能があるのかどうか。フォローできる、介添えできるようなことができるのかどうか。そういうことからしてもやっぱり、全体としては今回の法改正の趣旨は理解できるけれども、中身は本当に実が上がるのかという気がします。

今年の予算を見ましても、データベース化するための予算は六千六百万の予算を組んでいて、厚生労働の婦人相談所のところでは、民間への支援策でわずか一千万なんです。そういう意味では、まだまだ実態が分かっていないからかもしれないが、今回のやり取りを考えれば、そのことが少なくとも明らかにできてきたんだから、しっかりとそれを踏まえた体制を是非とも取っていただきたいということでもあります。

最後になりますけれども、先ほどもありました、問題は、趣旨は理解できるが効果はこのままでは上がらないんじゃないか。それは正に、無責任とまでは言いませんが、非常にあいまいな推進体制といえますか、そういう状況にあると思ふんです。

私は、先週のやり取りでもさしていただきました。こういうことを考えますと、総合的な、それぞれの省庁の得意分野だけで、私はこれします、私のところはこれしますということではなくて、そういう省庁の都合で対策が決まるのではなくて、この人身取引の被害の実態、被害者の実態と

いうこの実態に即したところからどういうふうな施策を打っていくのかというこの発想でいかなくはならないと思ふんです。そういうことからすると、責任ある所管省庁といえますか、窓口といえますか、体制というものが要すると思ふんです。

私も、事前のレクチャーのところで聞かしていただきました。内閣官房がその責任窓口になるのかということからしても、非常にあいまいなんです。しかも、この問題は、この人身売買は重大な人権侵害であるといながら、この連絡会議の中には男女共同参画室がなぜ入っていないのか、あるいは法務省の人権擁護局がなぜ入っていないのか、メンバーに入っていないのか、人権という視点が軽視されて、それぞれの所管省庁の都合だけで対策が練られているんじゃないか。決してそうではないと思ふんですが、問題は、なぜそうなるのか、そういうふうな受け止められるのかといえ、責任ある省庁がはっきりしていないからだと思います。

もう一度、やっぱりその責任ある窓口、人身取引の被害あるいは人身取引のこれからの課題について、ここへ行けばすべてが分かるというふうな組織というものををつくるべきだというふうに思ふますし、同時に、そのことは総合的な施策ということから考えると、総合的な法制度というものが必要だと思ふますけれども、そのことを大臣にお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思ふます。

○国務大臣(南野知恵子君) 本日に先生のおっしゃることを十分理解させていただき、法務省といたしまして、関係省庁連絡会議を中心としてこれまで以上に関係省庁と緊密に連絡を取りながら、この法案ができました晩にどう運用していくかということには誠心誠意取り組んでいきたいと思っております。

○千葉景子君 私の質疑時間が十一時三十八分までになりましたので、もう事前に申し上げていることをはしょってまいりたいというふうに思っております。

おります。

もう端的に聞かせていただきます。

一つは、今回の法案の中で外国当局に対する情報提供というのがございます。これについては、先般から問題になっておりますように、難民申請をしているようなそういう方などについて、法務省がクルド難民についてトルコまで行ってそして向こうの当局と一緒に調査をして、家族まで動員して調査をしたりして、非常にその身柄を危うくさせたというようなこともございます。そういう意味で、この外国当局に対する情報提供ということについては、やはりその個人情報、そして被害者とかあるいは難民にかかわる人の保護、こういうことに問題が起らないようにしていただきたい。それをどう考えているかということ、一点。

それから、民間業者の旅券の、運送業者の旅券の確認義務というのが今度はいりました。これについても、やはり、まあ窓口というか、確認の際に、それがいたずらに恣意的な運用がされたり、それによってやはり被害者をまた危ういところに追い返しちゃうとんだことになったり、あるいは難民として庇護を求めてこうというふうな方に、この確認作業によってその庇護を求める権利を阻害するというようなことになったのでは困ります。

趣旨は、この法案の規定の意図するところは私も分かり、理解をいたしますけれども、やはりそういうことまで問題になっていくような点について十分な配慮と、それからそういうことは決して起らないということをきちんと大臣にも確認をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生御指摘のとおり、外国人入国管理当局における情報提供の規定といえますものは、情報提供を行う際の基本的な手続、範囲等を明確にすることにしたものでありますけれども、この規定を新設しても、入国管理局が保有するあらゆる情報を外国人入国管理当局に提供できるようになるわけではないということが一

つてございます。いずれにしても、新設する新しい情報提供規定の運用は厳格に行つてまいりたいというふうに考えております。

さらに、もう一つのお尋ねの難民認定申請者に関連する情報ということでございますが、新設します情報提供規定の運用に当たっては、先生御指摘の点について十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

さらに、運送業者に対する旅券等の確認義務等でございますが、運送業者に課せられました旅券等の確認義務、これは人身取引やテロの未然防止などを目的とするものでございます。実際上も難民の迫害国からの出国を妨げることはないうに、また今回の改正により、従前と比べて難民等の権利が不当に害されることはないということを申し上げたいと思っております。

○千葉景子君 次に、先ほど質疑がございましたけれども、被害者としてどう認知をするかという問題がございいます。

認知をされるといたしましても、特在を、裁量ではありますけれども、できる限り速やかに付与するということであろうというふうに思いますが、ただ、私は、その手続の間、やはり場合によつては不法滞在というような形で収容を余儀なくされるというようなことも予測をされます。ただ、やはり収容をされるというようになると、せっかく被害者であり保護を受けられる、そういう身でありながらも、一方でそういう強制的な収容を受けると、非常にこれ矛盾すると思うんですね。

そういう意味では、その間、その収容手続を取らずして、でき得る限り仮放免を直ちに出すとか、いろいろな手法があると思うんですけれども、私は身柄をやつぱり収容するということはできるだけ避けるべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。先ほどちょっと御答弁申し上げましたけれども、被害者の可能性のある方につきましては、種々、懇切丁寧な対応を心掛けているところでございいます。

そのような中で調査を行うに当たりまして、当然多くの方は不法滞在状態になっていると思われるので、入管法の原則によりまして退去強制手続を取らざるを得ません。また、在留特別許可を付与するためには退去強制手続が前提として不可欠でございます。

そうしますと、どうしても収容という問題が出てくるわけでございますが、私どもといたしましては、当初から被害者であるということが明らかになうな方につきましては、手続上も、事実上収容をしない形で手続を進めるということを考えておりますし、実際にも、そういう状況にある方についてはそのような取扱いを現在でも行つておるところでございます。

○千葉景子君 是非、そこは原則としては収容をしないで速やかな手続を行うということを是非確認をさせていただきたいというふうに思います。それで、これはもう荒井議員からも、松岡議員、それから林議員からもそれぞれもう質疑がありまして、私も改めて感ずるんですけれども、一体、今回のこの法改正、そしてまた行動計画も策定されておりますけれども、これまでどの程度本当に実が上がるんだろうか。

考えてみると、実態の把握というのがなかなかつかみにくい、そういうこともこの委員会の質疑ではつきりしてまいりましたし、それから、どうやってその被害者を認知していくのかというようなこともなかなか難しいなという、そういう感じもいたします。

そしてこのシステムも、これも問題にもうされているように、どうも、どこが中核となつてリーダーシップを取つてそして全体を動かしていくのかと、こういう体制がやはりいま一つどうもはつきり見えてこない、こういうことでございいます。これで本当に実が上がるんだろうか。もうお聞きはいたしません。

その責任体制も、この行動計画見ても、考えてみると、法務省あり、厚労省あり、内閣府あり、海上保安庁あり、そしてODAなど外交、外務関係もあり、職業相談とかいうと、これも厚労です。そういうこともあり、それから、自治体などどうやってやつぱり関与して、そして実を上げていくのかと、こういうこともあり、一体これを全体としてどうやって動かしていくのか。本当に私は、この責任体制というのはもう一度改めて考えていただかなければいけないというふうに思います。

そこで、大臣には、法務省がそれをやるんだという話ではないと思ひますけれども、是非それは、政府の一員、国務大臣でもあるわけですので、やつぱり閣議等でこの問題提起をしていただいて、やつぱり人身取引の対策を実効あらしめるためには、そしてこれだけ国際的にも、ちょうど今、IPUのASEANプラス3という東京会議が開かれておりまして、そこでも人身取引というのは非常に大きなテーマになっている。日本のやつぱり行動が目玉されるわけですね。

これをどうやっていくのかというのは、やつぱり政府全体なんでしょうけれども、そのやつぱり責任をどこがきつと取っていくのかということとを、やつぱり大臣、閣議などで問題提起いたしたい、そして体制を取つていただきたい。それは改めて、どうなつたかというのはいずれ聞かせていただきたいというふうに思いますので。

そして、大事なものは、この行動計画とか、あるいは、今回のこのシステムが本当に実効があるのか、あるいは、じゃ今後どうしたらいいのかということをやつぱり的確に検証していく必要があるというふうに思ふんですね。ですから、例えば一年ごとにきつと検証する、そして国会にも報告をいただいたり、あるいは政府内でそれに基づいて新しいまた制度をちゃんと構築をしていく、こういうことが必要だというふうに思ひます。

最後に、今言つたように、政府としてどういう責任体制をつくるのか、それに対して、大臣、

ちゃんと問題提起していただきますね。それを確認をするのと、それから、その検証についてもきつと定期的に、一年なら一年ごととかそういう検証を行うということも、大臣からは是非政府全体に提起をしていただく。この二点、是非、大臣としての御覚悟、聞かせていただいて、終わりにしたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引またそれを撲滅していくということについては全くこの法案で取り上げていくようになりました。人身取引は罪ですよというところまで今この法案でやつていくとしております。

それについては、各関連省庁一杯ございすけれども、その省庁と連携を取りながら、やはり一体となつて、政府一体となつていくことであらうかと思ひますので、先生がおっしゃられたように、いろいろな形の連携を取りながら、これがうまく展開していくように努力していく一人であらうかなというふうにも思つております。

そういう意味で、この法案がやつとでき上がろうとしておりますので、それを展開することによつてどのような実績ができていくかということが次のまたステップアップにつながっていくだろうと思つております。

○千葉景子君 検証をちゃんとやつてくだされね。検証をきつと行つてくだされ。

○国務大臣(南野知恵子君) それで、このような過程で解明されていく実態につきましては、これに的確に対応をして、有効な取締りや被害者保護のためのより良い方向を目指して検討していこうというふうに思つております。

検証の問題についても考えていきたいと思つております。

○千葉景子君 終わります。

○木庭健太郎君 本法律案、今日が質疑最後でもございまして、確認の意味も含めて、幾つか質問をさせていただきたいと思つております。

この法律案は、平成十二年十一月に国連総会において採択された、国際的な重要課題とされる人

かといったことなどを確認していただくということになると思っております。

これにつきましては、搭乗口で短時間に大量のお客さんのものを確認していただくということになりますので、当然ながら、高いレベルのもの、入管職員と同等のものを求めるとすることは、これは困難だろうというふうに思っております。しかしながら、これが有効に機能しますと非常に効果があるというふうに思っておりますので、まずは入国管理当局におきまして、こういった内容を確認していただくということについて指針を作成することとしております。この指針に基づきまして、航空会社等の職員の方を対象にした偽変造旅券等の確認方法に関する研修会を随時開催することを計画しているところでございます。

○木庭健太郎君 もう一つは、こういうテロとか国際組織犯罪を水際で食い止めようということで新たなシステムが今年一月から、この事前旅客情報システムですか、乗るお客のお名前を送信してもらって、航空会社から、チェックするというシステムでございます。これ、もう既に機能しているのか、どんな効果あっているのか、簡潔に御説明だけいただいておりますか、簡潔に御説明。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

本年一月から運用が開始されておるわけでございますが、委員御指摘のとおり、外国から日本に向けて出発する飛行機について、航空会社で乗客の名簿を把握しますので、それを電子データで航空機が日本の空港に到着する前に我が国の入管それから警察、財務ですね、に送っていただくということになります。これによりまして、航空機が到着する前に、我々が要注意人物のリストを持っておりまして、これと事前に対比いたしました問題のある人物には的確に対処すると、こういうシステムでございます。現在のところは、これは航空会社の任意の協力の下に行われているという状況でございます。我が国に乗り入れている航空会社の約三分の一から任意で御協力をいただ

いているという状況であります。

入管におきましても、成田空港にこれの情報の分析の専門チームを置いておりまして、全国の空港を一括でそこで分析をしております。問題があれば各到着空港に連絡をして対処すると、こういう形を取っておりますのでございます。

それで、具体的には、このようなシステムを取ったことによりまして、まあこれは警察の関係でございますが、指名手配の容疑者であることが事前に判明して、日本人でございますが、本名で帰ってきたということで警察が待ち構えて逮捕するというような効果も出ているところでございます。

○木庭健太郎君 さて、今回の法改正、もちろん人身売買という問題に本格的に取り組み始める大事件な法改正でございますが、今回の法改正の中で特にこの組織的な逮捕監禁罪の法定刑の上限を上げております。これは、その人身売買罪、先ほどから議論になっておりますが、やはり組織ぐるみで行われる問題であり、これについての一つの効果を上げるための措置だと思っております。先ほどは明確なお答えをいただけなかったもので更に御質問をいたしますが、最近のこの組織的犯罪処罰法の検挙状況、つまりこういった問題に対してどういうことがきちんとできているか、まずお答えをいただいておりますか。

○政府参考人(知念良博君) 組織的犯罪処罰法に規定されておりますマネーロンダリング犯罪につきましては、警察において十二年二月の法施行以来昨年未だに合計百六十四件を検挙しているところであります。

人身取引などに関連する事件検挙から犯罪収益等の隠匿、收受の具体例を申し上げますが、売春クラブ経営者が売春婦数十名を店内に居住させまして、売春させることを業として得た収益を仮名口座に振り込み入金しまして、これらの収益の取得につき事実を偽装した隠匿事案や、暴力団員が売春クラブ経営者が取得した、得た収益をいわゆるみかじめ料名目で徴収した收受事案などがあり

ます。

それからまた、起訴前の犯罪収益等の没収保全についてでありますけれども、法施行以来、これも昨年末までに、売春防止法違反やわいせつビデオ販売事件など二十三事件において起訴前の没収保全命令を警察において請求しております。犯罪収益の剥奪に向けて努力をしているところであります。

以上申し上げましたように、法施行後、適用状況は増加しているところであります。引き続きこのようなことで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 やはりこの人身取引の問題、マネーロンダリングのお話ありましたが、結局国内だけでなくて国際的にもこれは一つの取組をしない限り検挙又は摘発できない問題でもありますし、国際社会とより一層ある意味では協力して厳しい取締りをしていくことが大事になってくると思っております。今後どういう取組をしようと思われているのか、御説明をいただいておりますか。

○政府参考人(伊藤哲朗君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、人身取引事犯は国境をまたぐ犯罪でありますことから、国際社会と連携協力してその取締りを推進していくことはもう極めて重要なことだと考えております。

警察といたしましては、平成十五年十二月になりましたけれども、人身取引に関係する国の在京大使館、国際機関等との間にコンタクトポイントを設けまして、コンタクトポイント会議を開催するなどいたしました。人身取引事犯について緊密に情報交換を行っているところであります。また、このほか、ICPOLや外務省と連携を強化して、外国にある関係機関との間においても情報交換や捜査協力を行って人身取引事犯の取締りを推進しております。

今後とも、こうしたコンタクトポイントを通じて情報交換を更に活発化させるなど、国際社会と

連携協力いたしました。人身取引事犯の取締りを積極的に推進してまいりたいと考えております。昨年も、大使館等からの情報によりましてプロローカー等の検挙や被害者の保護につながった事例も現実に幾つか見られるところでございます。

○木庭健太郎君 これも今日の議論の焦点になります。前日、参考人の方からも御意見があったわけですが、結局、この法律がうまく機能するにしても、犯罪を摘発するにしても、何が一番大事かといえ、被害者をどうきちんと保護の対象として位置付けられるかということに尽きるわけですね、本日は。ただ、やはり、犯罪組織からの報復を恐れてみたりいろいろなことで、なかなか被害者の皆さんがこれは警察なんかには保護を求めているという現状もあるわけでございますし、とにかく被害者が自分の言葉で、自分の言葉というのは母国語で気軽に相談できる体制がもう不可欠だということが一番のポイントだと思っております。

ただ、今回も、この法改正したとしても、摘発から逃げてきたその相手先どこへ行くかといったら、この法律の規定でいくと、それは警察であつたり入管、これまでだつてこれ敷居高いわけですよ。一体本日に機能するのかわからないのが本日に懸念されているわけですが、一体これ本日に大丈夫なのかと、まずこの基本を富田政務官に聞きますか。

○大臣政務官(富田茂之君) 確かに、委員御指摘のとおり、不法滞在者でもある被害者が警察や入管に出頭するというのはかなりこれまででは抵抗があつたというふうに思います。

ただ、今回御審議いただいております入管法の改正により、この被害者につきましては、事情によつては退去強制の対象とならないことや、また在留特別許可により保護の対象となり得ることが法律上明記されますので、これまで被害者の申告をためらっていた被害者が安心して入国管理局等に出頭して被害の申告ができるようになるのではないかと考えております。この法案が成立した場合には、この点、積極的な広報を行うよ

う準備してまいりたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 いやいや、まあ法務省としてはそう答えるを得ないだろうし、ただ現実には、先ほどからこれも議論になっている、一番その相談窓口なり、例えば大使館に駆け込んでいろんなことがあったとしても、まずその次に行く先というのは、どうも婦人相談所になりそうなんですよね、形としては。ただ、これも議論になっているとおり、婦人相談所でのこの一時預かりという問題、なかなか困難な面もあるようで、それはDVで忙しいのかもしれないが、これからそういった問題も取り組んでいただかなければならないわけであって、そういったところがどうなっているか。地域的にも格差がある問題も指摘されました。

一体これ、この婦人相談所を今後一時保護施設としてどう充実強化させようとなさっているのか、改めて御答弁をいただいておきたいと思えます。

○政府参考人(佐藤忠春君) 先ほど来お答え申し上げておりますが、婦人相談所、昨年まで人身取引被害者と認定された者については受入れをしてきたところでございますので、そのノウハウを蓄積しながら、これから更にいろいろな体制とかそのノウハウの蓄積に努めていきたいというふうに思っております。

一時保護予算もここ数年拡充してきておりますし、それから心理療法の担当職員と、そういったケアの質を上げるということについても努めてきておりますので、こういった一連の対策をこれからも積極的に実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、専門研修、そういったことについて都道府県が取り組んでおりますが、こういった研修の実施でありますとか、あるいはそういった対応する保護、相談に当たるマニュアルを策定すると、こういったソフトの面でもいろいろ工夫をしながら更に充実に努めていきたいというふうに考

えております。

○大臣政務官(富田茂之君) 先ほど、木庭委員の質問の中で、母国語で相談ができるのが大事だという御質問ありました。その点漏れましたので、ちょっと御説明させていただきたいんですが、人身取引被害者が入国管理局に出頭してきた場合につきまして、東京、横浜、名古屋、大阪、仙台、神戸、広島、福岡等の地方入国管理局には外国語による案内相談を行うインフォメーションセンターがございまして、外国語による対応が可能で相談員が配置されておりますので、一時的には同センターで事情を聞いて、人身取引の被害者である可能性があると判明した時点で担当部署により連絡して対応してまいりたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 ちょうど富田政務官が母国語のお答えをいただいたので、じゃ、今度は婦人相談所について、母国語でこれどうやるつもりでいらっしゃるのか。それは全国の婦人相談所に、今後これに対応しようと思つて全相談所に母国語で対応する人を置くというようにすることができるとですか、現実的に。どう現実的に対応されようとなさっているのか、教えていただきたいですね。

○政府参考人(佐藤忠春君) これはどういった国の方々が実際に保護されるかということで、いろんなその時点時点で対応せざるを得ないと思いますが、通訳の雇い上げ経費といったような予算的な措置についてはきちんと対応しておりますので、その地域でいろんな民間団体とかこれまでの実績、やり方をお尋ねしますと、いろんなそういう外国人を受け入れているような団体等と連携をしながら通訳を、必要な通訳を派遣していただくというようにすることで、その当該都道府県においていろいろ工夫をしながら通訳の確保に努めておるといふふうに承知しておりますので、そういった形で私ども、その地域の現場でいろいろノウハウを蓄積し、それから民間団体とそれからネットワーク、そういったものを常日ごろから形成すると、そういうことが重要ではないかというふう

に思っております。

○木庭健太郎君 そのとおりだね。結局、婦人相談所ではどうしようもなくなつて民間シェルターにお願ひするわけですよね。民間シェルターはたしか全国二か所、この前参考人に来ていただいたお聞きしましたが、そのいろんな言語で対応できるシェルターがあると。ここでやるしかないわけですが、今、ところが、お聞きしていますと、ここに対してお手伝いというのか、少しぐらいは国で見てもいいのかなと思うけども、本当にほとんど見てあげ、年間一千万ですか、予算が。この前来たその民間団体、年間自分たちが掛かっている費用はどれぐらいかといったら、二千万だとおっしゃってございました。一か所でございます、その取組が。

別に全部を国で見るとは私は言いません。それは民間で努力するのも必要でしょう。ただ、それと比べてみて、その施策が増えましたよ、一千万ですよと胸張つて言うには余りに少な過ぎるんじゃないかという気持ちがあります。私はいまして、まず、今後、この民間シェルターに対して、まずは、滑り出しはそうなのかもしれない。でも、更に充実するお考えがやはりなしや、もう一度御答弁をいただいておきたいと思えます。

○政府参考人(佐藤忠春君) これもまあ繰り返しの答弁で恐縮ですが、一千万円というのは実際の実績がまだ、昨年であれば二十八名というようにございまして、取りあえず、単価が低いとかが少ないじゃないかという御批判はあろうかと思いますが、まあ二百数十名分ということで取りあえず一千万というふうに予算上はセツトしておりますが、予算の中では、先ほども申し上げましたが、婦人保護事業費八億円の中で、全体の中で十分対応できるような、そういう仕組みになつておりますので、予算的な面ですぐこれが足りないというようなことはなと思いますし、十分弾力的に私どもも運用していきたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 今のお話でいくと、一応一千万

組んでいるけども、もし実態として増えてきてそういう費用が掛かるようになれば、その分については増やしていく考えがあるということですか。

○政府参考人(佐藤忠春君) どのぐらい出てくるか分かりませんが、取りあえず二百数十名分だと思いますが、一千万円というのは今の一時保護委託という形を前提にして計算をしますと、年間それぐらいの一時保護が可能で人数と。仮にこれを上回るような数字になれば、一千万円を超えてもこの婦人保護事業費八億の中で対応できると、こういうことを申し上げたわけでございます。

○木庭健太郎君 そういった点も含めて、それは一時預かりの話なんです。是非、ちょっとこの民間シェルターの方たちとも少し話をしてみたいんですよ。どんなことで困り、どんなことで実際の費用が掛かっているのか。婦人のためのいろんなことでこの民間の方たちが歩み交通費共々、いろんなことで本当に御苦労いただいているなという気持ちがありました。

そういった意味では、私は本当にもうちょっとこの民間のお知恵をおかりし、また民間がどんなことをやっているのかを把握した上で、そこに対するもうちょっと強化、助けることの強化というものが必要に、本当にこの法律を機能させるためには要るんじゃないかなというところを実感いたしましたので、是非ともそういった点を取組をお願いしたいと、このように思っております。

そして、被害者の婦人支援の問題でございますが、この婦人支援の問題について、この四月から政府はこのIOMと連携して被害者の婦人支援を実施するというのが新聞報道されておりましたが、この点、入管局長ですか、少し分かる点があれば御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

IOMにつきましては、先般も参考人でいろいろお話があったと承知しておりますけれども、元々移民、人の移動についての支援をする組織であると承知しておりますが、本年四月からは人身

取引の被害者の方につきましても帰国支援として帰国費用の負担などを含む支援を行うようになつたというふうに私は承知しておるところでございます。

ところで、人身取引の被害者の方で帰国を、早期帰国を希望される場合につきましては、私ども入管といたしましては、そのための在留資格がない場合には在留資格を付与した形で、合法的な滞在の状態での帰国をいただくというのが一般的になろうかと思われましても、その際にやはり大事故なのは、帰ってから後の本人の本国における安全性の確保でございますとか、日本で被害に遭われたその状態をいかにして回復するかということが大きな問題であると思ひます。

ただ、入管の権限として、外国にいる方について何かできるということとやございませんので、そういったケースにつきまして、やはりIOMといった国際機関を始めといたしまして本人の、本国の政府の機関でございますとかNGOの方々と連携をいたしまして、帰国後の状況についても配慮をさせていただくということをお願いをしているところでございます。

IOMとの具体的な連携について若干御説明いたしますと、まず入管で在留特別許可を被害者の方に与えまして、で、被害者が帰国するということになりまして、費用がなければIOMの方で援助がなされるんだらうと思われましても、そのほかにIOMの職員の方が被害者の本国の空港に被害者を迎えにいらしていただく、また、その後安全なシエルターに保護してもらうといったような手配もしていただけたらというふうに承知しております、こういったことを更に連携を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○木庭健太郎君 大臣、是非、厚生労働省は今、尾辻大臣でございます。同じ参議院出身の大臣がたまたまこの問題に取り組む主要官庁にいらつしやると。是非御協議いただいて、もうずつと議論してきたわけでございますから、是非ともこの

法律が実効性あるためには、もう少し主導性を持って様々な、取り組んでいただきたいと思います。すが、決意を簡潔に伺って、質問を終わります。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引は本場に重大な人権侵害でございます。尾辻大臣とも協力しながら、また他の大臣とも、所管関連の大臣とも協力しながら、人身取引対策の行動計画を着実に実施していきたくというふうに思っております。この防止、撲滅及びその被害者の保護を図らなければならぬというふうに考えております。

今回の法律案は、人身取引対策行動計画の一環として人身取引の被害者の的確な処罰又は被害者の保護のための規定を整備するものでありますから、法律として成立させていただければ早速に施行し、その積極的かつ適正な運用によりまして、人身取引の実態解明、加害者の厳正な処罰、被害者の保護に努めるとともに、このような過程で解明されていく実態を踏まえまして、関係省庁との連携を十分図りながら、行動計画が目指す包括的な実効性のある人身取引対策の実現に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

○木庭健太郎君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

法案に入る前に、一点、十九日に最高裁が下しました検察の面会配慮義務の問題での判決について、大臣にお聞きをいたします。

この十九日の判決では、設備などの面で十分に秘密を保つた場を確保できないような場合でも、すぐに会う必要があれば検察官は面会ができるように特別な配慮をすべき義務があると、こういう初めての判断を示しました。今年の秋からは公判前整理手続というものも始まってまいりますし、裁判の迅速化という中でこの弁護側の防御権の保障ということは大変重要な課題であるわけで、これは司法制度改革の大きな課題について最高裁の判断が出されたと思っております。

そういう点で、この判決を受けてどういう対応をしていくのか、そして、やはり根本的にはちゃんと接見の施設をすべての地検につくっていくと

いうことが必要かと思っておりますが、そのことも含めて、この判決を受けての対応についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 御指摘の判決は、検察庁に接見のための施設がないという場合であつても、一定の場合は立会人のいる部屋での短時間の接見につき配慮義務がある旨が、これが判示されたものと承知いたしております。

接見交通権は、身柄を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための重要な権利であり、従来から検察庁においては、捜査の必要との合理的調整を図りつつ、接見交通には十分に配慮してきたと承知しております。

今後、検察においては、今回の判決の趣旨を踏まえた対応がなされるものと考えております。その接見の面接室というのは今五十庁あります中で二十三日もうできておりますので、これらについても考慮していくものと考えております。

以上でございます。

○井上哲士君 これまで十分保障はされてきたという答弁でありましたが、保障はされてなかったというのがこの判決で示されたわけでありますから、今後しっかりとした対応をお願いをしたいと思ひます。

そこで、法案に入りますけれども、この間も入管法の人身取引の定義の問題でお聞きしたんですが、もう一点お聞きをしておきます。

議定書では、手段として「権力の濫用若しくは弱い立場の悪用」というものが含まれておりますけれども、入管法の定義部分を見ますと、この議定書の中身がすぐには読めないわけですけれども、これはどういうふうな反映をされているんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、権力の濫用といった言葉は今回の改正法案の中に入っておりますが、具体的に入管法の改正案の第二条の第七号に定義規定が置かれております。

これは刑法の改正案の人身売買罪等の規定を参考にして作られているものでございます。結論といたしましては、人身取引議定書における人身取引の概念をすべてこの案でカバーしているものでございます。

委員御指摘ございましたように、議定書の中には権力の濫用ですとか脆弱な立場に乗ずることといった規定が、内容がございます。これにつきましては、この議定書の作成、交渉の経緯にかんがみまして、両者を併せて、自己の法的若しくは事実上の地位又は被害者との地位の差を利用して不法に有形力行使し、又は害悪を告知するなどしながら、従う以外に道のない被害者を意のままにすることであると、こういうふうな解されているものと承知しております。そうしますと、この内容からしますと、刑法の略取罪の手段としての暴行、脅迫の概念に含まれるというふうな解されるものでございます。

したがって、この議定書における権力の濫用ですとか脆弱な立場に乗ずることというのは、この改正入管法の第二条第七号の片仮名のイの規定の略取という部分に含まれるというふうな解しているところでございます。

○井上哲士君 次に、退去強制の、関する二十四条についてお聞きをいたしますが、退去強制からの除外ということで、イとヌについては括弧書きで「人身取引等により他人の支配下に置かれてる者を除く。」と、こういう規定が入っております。ところが、ロの部分ですね、「在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する者」にはこういう除外規定は付けられませんでした。

人身取引の被害者が多くがオーバーステイになっているということは言われているわけでありすが、なぜこの部分については同様に退去強制の対象から外さなかったのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

委員御指摘のような不法滞在の状態になっている被害者につきまして、その入管法の二十四条の四号の口というところに退去強制事由が設けられている、一つ設けられておりますが、これに該当しないということにより、人身取引の被害者であつてオーバーステイ状態の人が退去強制事由に該当しないということになりますと、そもそも在留資格が全くない状態の人について送還もできないと、退去強制の対象になりませんので。したがって、退去強制手続が進みませんと在留特別許可を付与することができないというのが今の入管法の全体の規定でございます。そういう異常な状態を発生させてしまうということになります。在留資格はない、送還もできない、在留特別許可も付与できないという状態で事実上本邦に滞在するというような異常な状態が生ずるということになりますので、そういう観点から退去強制事由からは除外をしないということにしておるものであります。

もつとも、現実には、被害者の方であるということが判明いたしますれば、当然その退去強制事由に該当して、なおかつ最終的には在留特別許可が付与されると、こういうことになると考えております。

○井上哲士君 そうなりますと、在特がきちっと出るかが問題なわけですが、先ほども原則被害者の場合は出すということがありましたし、よほどのことがなければ出すという意味だということも入管局長からございましたけれども、これは大臣の裁量でありますから、改めて、先ほどあつたようなごく特別な例がない限り出すんだということを御確認したいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 人身取引は、先生御存じのとおり、女性又は児童がその弱い立場のゆえに被害者となることが多くございます。被害者の人格や尊厳を侵害し、その心身の両面に重大な影響を及ぼすものであります。

今回の入管法の改正案では、人身取引の被害者の置かれてある事情を考慮し、人身取引により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥つた方などについては、我が国に滞在できるような特別に在留を許可することができるとを法律上明記することとしております。したがって、このような特別の事情のある方については、人身取引と関連なく重大な犯罪を犯した場合など例外的な場合を除きまして、原則として在留を特別に許可することとなると考えております。

○井上哲士君 在留特別許可が出る場合も大変手続に時間が掛かるということが先日の参考人質疑でも出されました。ある例では四回も入管に通つて一か月掛つたというケースも紹介をされておりました。人を配置したり通訳を配置したり、また交通費の問題とか大変負担になっていくということもありましたし、この手続のために残されているという感覚を被害者の方が持つ場合もあるということがあります。

今回、早期に帰国をしたい希望者についても法的地位を与えて帰すという趣旨からいいますと、相当短い期間でこの在特を出すということが法の趣旨からいっても必要だと思うんですが、手続上どういう改善がされるんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。被害者の方が早期に帰国を希望をされるような場合につきましては、可及的速やかに手続を進めるといのが当然のことでありまして、我々も配慮をしておるところでございますけれども、御承知のとおり、在留特別許可までの間にはいろんな手続がございます。事実の内容によつて、一つは被害者であるということの確認に若干時間を要するようなケースもございますし、また出国できる状況になっているか。例えば、帰国費用の手当てができていくかどうか。旅券などを持っていない方もかなりおりますので、本国の在日の大使館等から旅券が出されているかというようなことを確認するというところで、ある程度の時間が掛かるのはやむを得ないかなと思つております。ただ、委員御指摘ございましたように、手続に一か月掛

かつたという例も確かにございまして、当局としてはなるべく処理が早期にできるようにということと努力はしておるわけでございます。ケース・バイ・ケースでございます。なお、今後はなお努力をしていかなければいけないと思つております。

具体的には、段階的な手続が幾つかございまして、こういうものを例えば一度の機会に何段階かの手続を済ましてしまふというようなことも考えていきたいと思ひます。現実には、事前にある程度被害者であるというような情報が関係機関から入つてきていたような方については、入管で手続を開始してから五日程度で最終的に在留特別許可を付与した例もございまして、こういうものを参考にした例もございまして、今後鋭意早期の処理に努めていきたいというふうに思つておるところでございます。

○井上哲士君 被害者保護の立場での迅速な手続をお願いいたします。

次に、被害者保護の問題なんですが、今日も民間シェルターへの支援の問題が随分出されました。委託費が出されるようになったことは改善なんです。参考人質疑でも、やはり人身売買の被害者を受け入れますと、通訳の問題もありますし、DVの被害者とは一緒にできないこともあつて部屋の確保ということもあります。それから、非常に外国との電話代も掛かるというような、普通のDV被害者にはない費用が随分施設の負担になつていく。ですから、委託費だけではなくてこの運営そのものの助成ということを考える必要があると思ふんですが、この点、厚労省、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 私どもは、今までの婦人保護事業、特に最近DV被害者等について一時保護委託ができるような仕組みを講じておりますので、今回もそれと同様の措置を講じていくことにしたわけであります。こういった今までの国内の婦人保護事業の枠内で対応すると、こういうことでありますと、一時保護委託ということ

を充実していくということが、なかなか、そこまでは限界かなというふうなことで、そのほかにダイレクトに何らかの補助制度を考えると、これは私どもの今のこの社会保障制度の枠内の体系ではなかなか難しいのかなというふうなことで考えております。

○井上哲士君 限界などと言わずに知恵を出していただきたいと思ふんですが、都道府県が例えば独自にそういう支援などを行った場合というのは、これは特別交付税の対象になるというふうに考えてよいのでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 特別交付税についてお尋ねでございます。

現在、DVの関係で保護の活動を行います民間団体に対しては、地方公共団体が補助金を出す場合に特別交付税で措置を講じているところがございます。その場合に、当該民間団体が運営するシェルターで人身売買被害者を保護するケースもあるというふうにも聞いておるところでございますが、そういったシェルターがDV法に基づいたものとして地方公共団体の方が全体として補助している場合には、我々特別交付税の算定におきましては、特別に区別することなく全体を特別交付税の算定の対象としている、そういう状況でございます。

○井上哲士君 地方がやれば対象にするということとありますが、やはり基本的には国が私は具体的な助成をしていく必要があると思ふんですね。例えば、少なくとも今度配布されるパンフレットにはNGOの皆さんのホットラインの電話番号も書かれるわけですね。これも参考人のとき言われていましたけれども、多国籍、いろんな国の言葉での受付をしようと思ひますと相当の人員費が新たに必要になってくると。相談を受けるだけではこの委託費にもならないわけでありまして、もう専ら持ち出しということになるわけですね。例えば、こういう相談受付窓口業務だけでも国から委託をするというふうな形で助成ができないものかと思ふんですけれども、これ、内閣官

房、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木基久君) 人身取引被害者の方々が困っている際に被害を訴えるための二十四時間のコンタクトポイントでございますが、これは人身取引被害者の保護のために非常に有効な手段であるというふうに考えております。

そういった意味で、政府の中では、警察でございますが、一〇番で人身取引被害者からの訴えというところで対応しております。一〇番では二十四時間、六十か国以上の言語で対応は可能だということでございます。政府としては現段階ではこの一〇番というのが最も有効なホットラインであるというふうに認識しております。先生から御指摘がございましたリーフレットの中でもこの一〇番の電話番号も併せて皆さんに広報をさせていただくということにしております。そういう意味で、NGOのホットラインに財政的な支援を行うということは想定はいたしております。

ただ、人身取引被害者を適切に保護、支援するためにはNGOの方々と連携協力を図るということとは大変重要なことでございますので、今後どういった形で協力ができるかということについては、引き続き関係省庁とともにNGOの方々と意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

○井上哲士君 政府としては一〇番を位置付けるといふことですが、被害者の方々に抵抗感もあるわけで、私は、やっぱりNGOのこの窓口というものは大きな柱として位置付けて、是非援助を考えていただきたいと思っております。

もう一点、一時保護について弾力的運用ということが繰り返し言われておるわけですが、昨年の八月に厚労省が出されている都道府県への通知を見ますと、「基本的な対応」として「一時保護の実施等の支援を行うこと」とあるわけですが、人身取引被害者は不法滞在の状態にある者も多いとした上で、「この場合には、あらかじめ人身取引被害者に対し、一時保護はあくまでも一時的な保護であり原則として二週間程度の運用となつていふことをよく説明しておくなどして、一時保護の終了が円滑になされるよう心掛けること」と、こういう通知になつていふんですね。

これだけ見ますと、どうも弾力的な運用が本当にされるんだろうかという心配になつてくるわけでありまして、今回在特などが出されるという法改正に伴って、やはりこの趣旨をしつかり徹底をしていくということが必要だと思ふんですけれども、この点どうお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤忠春君) 一時保護という概念そのものがそういう短期的なニーズに依拠するというところで制度化されているものでありますから、その趣旨を通知をしたということでございますが、実績からいっても、今まで短期の滞在保護で終了しているケースが多いわけでありまして、非常に長く掛かるような場合については、これは弾力的に一時保護制度を活用できるというふうに私も考えておりますし、それから、今回こういう法改正をして新たな人身取引被害者対策という枠組みもできたわけでありまして、こういった趣旨についてはまた自治体にもよく周知をして、このバランスのある運用が図られるように、柔軟な対応が行われるように私ども機会を見ていろいろ周知をしていきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 この間、やはり被害者保護についてのきちつとした法体系もつくることが必要だという指摘がなされましたし、私どもも先日、民主党と一緒にそういう提案もいたしました。是非これは検討していただきたいんですが、少なくとも当面、やはり政府としての総合的な窓口をしつかり置くということ、それから、NGOも含めた連絡会を定期的に開催をして、いろんな実行状況などについても即時にやはり改善をしていくということが必要だと思ふんですが、どうも私どもが質問をしようと思ひまして、随分たらい回しになつて。民間の方はもつと大変だと思ふんですね。少なくとも当面は、内閣官房がしっかりとした窓口として、どこに聞いてくださいとかじゃなくて、やるということも含めまして、定期的な連絡会の開催も含めて、最後に御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木基久君) 人身取引の問題につきましては、内閣官房を中心として関係省庁連絡会議で基本的には対応させていただいておるところでございます。人身取引対策行動計画というのも、そういった席上において取りまとめておるところでございます。

この行動計画に盛り込まれた施策につきまして、各省庁がそれぞれ適切な対策を講じるとともに、関係省庁連絡会議において、NGOとも緊密に連携を図りつつ、情報の共有、必要な調整を行うことが適当であると考えておまして、引き続き関係省庁連絡会議を中心に適切な対策を講じてまいりよう努めてまいりたいと考えております。

また、NGOとの連携でございます。これは、行動計画の策定過程においても、またその策定後においても、こういったNGOの方々からの御意見というのは伺つてきたところでございます。引き続き、関係省庁連絡会議の枠組みにおいて、NGOとも緊密に連携を図つてまいりたいというふうに考えております。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 人身売買罪の創設など人身取引の撲滅等を図るための法整備が行われたことを踏まえ、人身取引の処罰の実効性が一層高まるよう、内外の関係機関との連携強化の下に、捜査体制の充実、強化に努めること。

二 人身取引対策行動計画に掲げる各施策を推進するに当たっては、その実効性を一層高めるため、責任体制を明確にし、政府が一体となつて取り組むとともに、被害の実態や対策が国民に十分周知されるよう努めること。

三 人身取引対策の推進に当たっては、被害実態の正確な把握が極めて重要であることにかんがみ、NGO等の民間団体及び各国大使館等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的かつ継続的に実態調査を行うとともに、各施策についても適宜検証を行い、その結果が効果的に対策に反映されるよう努めること。

四 外国人被害者に対する情報提供に当たっては、被害者の置かれた状況にかんがみ、周知のための一層の工夫を凝らすこと。

五 人身取引の被害者が安心して保護や救済を求めることができるよう、警察、入国管理局等に適切な通訳人を確保するとともに、被害者の保護に当たっては、婦人相談所、民間シェルターなどの保護機関と十分協力して行

○委員長(渡辺孝男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、関谷勝嗣君が委員を辞任され、その補欠として中川雅治君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

刑法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。

うよう努めること。特に、被害者と接する職員に対しては、人身取引が重大な人権侵害であることを十分認識し、被害者保護を最優先させるなど被害者の視点に立った対応を行うよう、教育、研修を通じて徹底を図ること。

六 人身取引の被害者の適切な保護が図られるよう、婦人相談所の人的体制の拡充に努めるとともに、民間シェルターに対する実態に即した的確な財政上の措置を含め必要な措置について十分に配慮すること。

七 外国入国管理当局に対する情報提供に当たっては、人身取引の被害者や難民認定申請者等を危険にさらしたり、その個人情報情報が濫用されることのないよう特に配慮すること。

八 運送業者による旅券等の確認に当たっては、恣意的な運用がされることのないよう指導の徹底を図ること。

九 人身取引の被害者保護には、人権に十分配慮した多面的、きめ細やかな対応が求められることから、専門的な保護機関の設置、被害者の生活の保護などを含めた総合的・包括的な法整備について更に検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。

よって、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。南野法務大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯

決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺孝男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。南野法務大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定されて以来、実質的な改正がされることなく今日に至っているため、被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなっております。

他方で、治安情勢の悪化を受けて、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現が強く求められている昨今の状況にかんがみ、受刑者の処遇に当たる行刑の役割は一層重要なものとなっているところであり、行刑改革を遂げ、行刑運営の充実を図ることは喫緊の課題であります。

この法律案は、このような状況を踏まえて、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、所要の法整備を行うものとしております。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるものであり、刑事施設の運営の透明性を確保するために、刑事施設視察委員会の設置、組織及び権限についても定めることとして

第二は、受刑者の処遇について定めるものであり、次の点などを主な内容としております。

その一は、受刑者の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めることとしてあります。

その二は、受刑者に対して、適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずることとしてあります。

その三は、受刑者には矯正処遇として作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要な指導を行うものとして、矯正処遇は、受刑者ごとに作成する処遇要領に基づき、必要に応じ、専門的知識及び技術を活用して行うこと、自発性及び自律性を涵養するため、生活や行動に対する制限は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い順次緩和されるものとする、改善更生の意欲を喚起するため、優遇措置を講ずるものとする、一定の条件を備える受刑者について、円滑な社会復帰を図るため、職員の同行なしに外出及び外泊することを許すことができるものとする、その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇方法を定めることとしてあります。

その四は、面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備するものであります。

その五は、一定の刑事施設の長の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立て制度を整備することとしてあります。

第三は、労務場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずるものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) 次に、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴取いたします。衆議院議員田村憲久君。

○衆議院議員(田村憲久君) ただいま議題となりました刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

第一は、この法律の目的について、受刑者等の状況に応じた処遇を行う旨の文言を加えるものであります。

第二は、刑事施設視察委員会の意見の公表について、法務大臣が公表する概要に、委員会の意見を受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を加えるものであります。

第三は、刑務官に対し、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとするとの条項を加えるものであります。

第四は、政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとの条項を加えるものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺孝男君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

案

(小字は衆議院修正)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

目次

第一編 総則(第一条―第十三条)

第二章 受刑者の処遇(第十四条―第十六条)

第三章 収容の開始(第十五条・第十六条)

第四章 物品の貸与等及び自弁(第十七条―第二十条)

第五章 金品の取扱い(第二十一条―第三十二条)

第六章 保健衛生及び医療(第三十三条―第四十三条)

第七章 宗教上の行為等(第四十四条・第四十五条)

第八章 書籍等の閲覧(第四十六条―第四十九条)

第九章 規律及び秩序の維持(第五十条―第六十条)

第十章 矯正処遇の実施等

第十一章 矯正処遇の実施等

第十二章 作業(第七十一条―第八十一条)

第十三章 各種指導(第八十二条―第八十四条)

第十四章 外出及び外泊(第八十五条―第八十七条)

第十五章 外部交通

第十六章 通則(第八十八条)

第十七章 面会(第八十九条―第九十二条)

第十八章 信書の発受(第九十三条―第一百条)

第十九章 電話等による通信(第一百一条―第一百二条)

第二十章 雑則(第一百三三)

第二十一章 賞罰(第一百四四―第一百五一条)

第二十二章 不服申立て

第二十三章 審査の申請及び再審査の申請(第一節)

第二節 事実の申告(第一百八条―第一百二十条)

第三節 苦情の申出(第二百一一条―第二百二三条)

第四節 雑則(第二百二四―第二百二五)

第十五章 釈放(第二百二六―第二百二八)

第十六章 死亡(第二百二九―第二百三十条)

第十七章 被勾留受刑者等の処遇(第二百三十一―第二百三三)

第十八章 受刑者の処遇に関する特例(第二百三十四―第二百四十条)

第三編 補則

第一章 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇(第四百一一条)

第二章 労務場及び監置場(第四百二条―第四百四四)

第三章 司法警察職員(第四百四五)

第四章 警察留置場

第五章 警察留置場の管理運営等(第四百四六―第四百四七)

第六章 警察留置場における受刑者の処遇(第四百四八―第四百四九)

第七章 雑則(第四百五〇―第四百五一)

第一編 総則

第一章 この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うことを目的とする。

第二章 刑事施設は、懲役、禁錮又は拘留の刑(国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑を含む。)の執行のため拘置される者、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

第三章 刑事施設には、前項に規定する者を収容するほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができるものとされる者を収容する。

第四章 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。

二 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。

三 懲役受刑者 懲役の刑(国際受刑者移送法(第十六条第一項第一号の共助刑を含む。))の執行のため刑事施設に拘置されている者をいう。

四 禁錮受刑者 禁錮の刑(国際受刑者移送法(第十六条第一項第二号の共助刑を含む。))の執行のため刑事施設に拘置されている者をいう。

五 拘留受刑者 拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者をいう。

六 被勾留者 刑事訴訟法(第三十一号)の規定により刑事施設に勾留されている者をいう。

七 被勾留受刑者 刑事訴訟法(第三十一号)の規定により勾留されている受刑者をいう。

八 死刑確定者 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている者をいう。

九 各種被収容者 前条第二項の規定により刑事施設に収容されている者をいう。

(被収容者の分類)

第四章 被収容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一 性別

二 受刑者(被勾留受刑者を除く)、被勾留者

(被勾留受刑者を除く)、被勾留受刑者、死刑確定者及び各種被収容者の別

三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別

2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第七十一条又は第七十二条に規定する作業として他の被収容者に接して食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、居室(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として刑事施設の長が指定する室をいう。以下同じ。)外に限り、同項第三号に掲げる別による分離をしないことができる。

(実地監査)

第五條 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

(意見聴取)

第六條 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。

(刑事施設視察委員会)

第七條 刑事施設に、刑事施設視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べらるものとする。

(組織等)

第八條 委員会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。 (委員会に対する情報の提供及び委員の視察等) 第九条 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。 2 委員会は、刑事施設の運営の状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。 3 刑事施設の長は、前項の視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならない。 4 第九十四条及び刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第五十条の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。 (委員会の意見〇の公表) 第十条 法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見〇を受け、刑事施設の長が講じた措置の内容を公表するものとする。 (裁判官及び検察官の巡視) 第十一条 裁判官及び検察官は、刑事施設を巡視することができる。 (参観) 第十二条 刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。 (刑務官) 第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指	定する。 2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。 3 刑務官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。 第二編 受刑者の処遇 第一章 受刑者の処遇の原則 第十四条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。 第二章 収容の開始 (収容開始時の告知) 第十五条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている受刑者以外の者が受刑者となつたときも、同様とする。 一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第二十五条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項 三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為、儀式行事及び教誨に関する事項 五 書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書、図画(信書を除く)をいう。以下同じ。)の閲覧に関する事項 六 第五十一条第一項に規定する遵守事項 七 面会及び信書の発受に関する事項 八 懲罰に関する事項 九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項 十 第百十八条第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十一 苦情の申出に関する事項	2 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。 (識別のための身体検査) 第十六条 刑務官は、受刑者について、その刑事施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。 2 女子の受刑者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官が行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。 第三章 物品の貸与等及び自弁 (物品の貸与等) 第十七条 受刑者には、次に掲げる物品、書籍等を除く。以下この章において同じ。)であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの(第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給する。 一 衣類及び寝具 二 食事及び湯茶 三 日用品、筆記具その他の物品 2 受刑者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品(第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は嗜好品(酒類を除く。次条において同じ。)を支給することができる。(自弁の物品の使用等) 第十八条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。)について、自弁のものを使用し、又は摂取した旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。 一 衣類 二 食料品及び飲料	2 室内装飾品 四 嗜好品 五 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品 (補正器具等の自弁等) 第十九条 受刑者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。 一 眼鏡その他の補正器具 二 第六十九条第一項に規定する自己契約作業を行うのに必要な物品 三 信書を発するのに必要な封筒その他の物品 四 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品 五 その他法務省令で定める物品 2 前項各号に掲げる物品について、受刑者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。 (物品の貸与等の基準) 第二十条 第十七条又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、受刑者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、受刑者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。 第四章 金品の取扱い (金品の検査) 第二十一条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。 一 受刑者が収容される際に所持する現金及び物品 二 受刑者が収容中に取得した現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの(刑事施設の長から支給された物品を除く。) 三 受刑者に交付するため当該受刑者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品
---	---	--	---

(収容時の所持物品等の処分)

第二十二條 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、受刑者に對し、その物品について、親族その他相当と認める者への交付その他の相当の処分を求めるものとする。

一 保管に不便なものであるとき。
二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、受刑者が相当の期間内にその処分をしないときは、刑事施設の長は、これを売却してその代金を領置する。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

(差入物の引取り等)

第二十三條 刑事施設の長は、第二十一条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下この条及び第二十八条において「差入人」という。)に對し、その引取りを求めるものとする。

一 受刑者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

二 差入人が親族以外の者である場合において、受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。

三 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

四 自弁により使用し、若しくは摂取することができるとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品(以下「自弁物品等」という。)以外の物品であるとき。

五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

2 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品で

あつて、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。

4 第二項に規定する物品であつて、第一項第五号に該当するものについては、刑事施設の長は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。

5 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第四号又は第五号に該当するもの(同項第一号から第三号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、刑事施設の長は、受刑者に對し、親族その他相当と認める者への交付その他の相当の処分を求めるものとする。

6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

7 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、受刑者がその交付を受けることを拒んだ場合には、刑事施設の長は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(物品の引渡し及び領置)
第二十四條 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により受刑者が使用し、又は摂取すること

ができるものは、受刑者に引き渡す。

一 第二十一条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第二十二條第一項各号のいずれにも該当しないもの
二 第二十一条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの(受刑者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。)

2 次に掲げる金品は、刑事施設の長が領置する。
一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により受刑者が使用し、又は摂取することができないもの以外のもの
二 第二十一条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの

(保管私物等)
第二十五條 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、保管私物(受刑者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。)及び受刑者が受けた信書でその保管するものをいう。以下同じ。の保管方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができ。

2 刑事施設の長は、受刑者の保管私物(法務省令で定めるものを除く。)の総量(以下この章において「保管総量」という。)が保管限度量(受刑者一人当たりについて保管することができ物品の量として刑事施設の長が定める量をいう。以下この章において同じ。)を超えるとき、又は受刑者について領置している物品(法務省令で定めるものを除く。)の総量(以下この章において「領置総量」という。)が領置限度量(受刑者一人当たりについて領置することができ物品の量として刑事施設の長が定める量をいう。以下この章において同じ。)を超えるときは、当該受刑者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付そ

の他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。

3 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

4 刑事施設の長は、受刑者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

5 刑事施設の長は、前項の規定により領置している物品について、受刑者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

(領置金の使用)

第二十六條 刑事施設の長は、受刑者が、自弁物品等を購入し、又は刑事施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合に、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

(保管私物又は領置金品の交付)
第二十七條 刑事施設の長は、受刑者が、保管私物又は領置されている金品(第百条に規定する文書図画に該当するものを除く。)について、他の者(当該刑事施設に収容されている者を除く。)への交付(信書の発信に該当するものを除く。)を申請した場合には、これを許すものとする。ただし、交付の相手方が親族以外の者である場合において、その交付により、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

(差入れ等に関する制限)

第二十八條 刑事施設の長は、この章に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による受刑者に対する金品の交付及び受刑者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。（領置物の引渡し）

第二十九條 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、領置している金品をその者に引き渡すものとする。

（釈放者の遺留物）

第三十條 釈放された受刑者が刑事施設に遺留した金品（以下「遺留物」という。）は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、刑事施設の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

（逃走者等の遺留物）

第三十一條 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第六十條第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日

三 第七十五條第一項の規定による作業又は第八十五條第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日

2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

（死亡者の遺留物）

第三十二條 死亡した受刑者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下同じ。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。

2 死亡した受刑者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第二百二十九條の規定による通知をすることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 第一項の遺留物は、第二百二十九條の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4 第三十條第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第五章 保健衛生及び医療

（保健衛生及び医療の原則）

第三十三條 刑事施設においては、受刑者の心身の状況を把握することに努め、受刑者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。（運動）

第三十四條 受刑者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。

（受刑者の清潔義務）

第三十五條 受刑者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常生活する場所を清潔にしなければならない。

（入浴）

第三十六條 受刑者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる。

（調髪及びひげそり）

第三十七條 受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。

2 刑事施設の長は、受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、これを許すことができる。

（健康診断）

第三十八條 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに、及び毎年一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 受刑者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

（診療等）

第三十九條 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっていると
き、又はこれらの疑いがあるとき。
二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

3 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ受刑者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得

ないときは受刑者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

（指名医による診療）

第四十條 刑事施設の長は、負傷し、又は疾病にかかっている受刑者が、刑事施設の職員でない医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、刑事施設に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その受刑者の医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に關して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、刑事施設の長が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

（感染症予防上の措置）

第四十一條 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、受刑者に対し、第三十八條の規定による健康診断又は第三十九條の規定による診療その他必要な医療上の

措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。
(養護のための措置等)

第四十二条 刑事施設の長は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする受刑者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

2 刑事施設の長は、受刑者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、刑事施設の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

(子の養育)

第四十三条 刑事施設の長は、女子の受刑者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。

2 刑事施設の長は、受刑者が、前項の規定により養育され一歳に達した子について、引き続きいて刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その受刑者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。

3 受刑者が前二項の規定により子を養育している場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、受刑者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは摂取し、又はその子に使用させ、若しくは摂取させたい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

5 受刑者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、受刑者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執るものとする。

第六章 宗教上の行為等

(一人で行う宗教上の行為)

第四十四条 受刑者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(宗教上の儀式行事及び教誨)

第四十五条 刑事施設の長は、受刑者が宗教家(民間の篤志家に限る。以下この項において同じ。)の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、受刑者に前項に規定する儀式行事に参加させず、又は同項に規定する教誨を受けさせないことができる。

第七章 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)

第四十六条 受刑者が自弁の書籍等を閲覧することとは、この章及び第十一章の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第四十七条 刑事施設の長は、受刑者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、受刑者にその費用を負担させることができる。この場合において、受刑者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。
(新聞紙に関する制限)

第四十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。
(時事の報道に接する機会の付与等)

第四十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、第六十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

第八章 規律及び秩序の維持

(刑事施設の規律及び秩序)

第五十条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要限度を超えてはならない。
(遵守事項等)

第五十一条 刑事施設の長は、受刑者が遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)を定める。

2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 犯罪行為をしてはならないこと。

二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、第七十一条若しくは第七十二条に規定する作業を怠り、又は第六十二条第一項各号、第八十二条若しくは第八十三条に規定する指導を拒んでならないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第七十五条第四項(第八十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者に対し、その生活及び行動について指示することができる。
(身体検査等)

第五十二条 刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第十六条第二項の規定は、前項の規定による女子の受刑者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者(弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者(以下「弁護士等」という。)を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。
(隔離)

第五十三条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。

3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

(制止等の措置)

第五十四条 刑務官は、受刑者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その受刑者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑

事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。

三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)

第五十五条 刑務官は、受刑者を護送する場合又は受刑者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、受刑者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなつたときは、直ち

にその使用を中止させなければならない。

6 受刑者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第五十六条 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その受刑者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなつたときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 受刑者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければなら

ない。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第五十七条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

2 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。

二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。

五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。

3 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

五 暴行又は脅迫を用いて、被收容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

4 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条若しくは第三十七条に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に受刑者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被收容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(收容のための連戻)

第五十八條 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

一 逃走したとき 逃走の時

二 第七十五條第一項の規定による作業又は第八十五條第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき

その日時

(災害時の応急業務)

第五十九條 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内にある者の生命又は身体保護のため必要があると認める場合には、受刑者を刑事施設内又はこれに近接する区域における消火、人命の救助その他の応急の業務に就かせることができる。

2 第七十九條から第八十一條までの規定は、受刑者が前項の規定により応急の業務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた場合について準用する。

(災害時の避難及び解放)

第六十條 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、受刑者を適当な場所に護送しなければならぬ。

2 前項の場合において、受刑者を護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある受刑者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならぬ。

第九章 矯正処遇の実施等

第一節 通則

(矯正処遇)

第六十一條 受刑者には、矯正処遇として、第七十一條又は第七十二條に規定する作業を行わせ、並びに第八十二條及び第八十三條に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。)に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

第六十二條 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行う。

一 刑の執行開始後の法務省令で定める期間受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導

二 釈放前における法務省令で定める期間 釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

2 前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第八十五條第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、第一項各号に定める指導を行う日及び時間を定める。

(集団処遇)

第六十三條 矯正処遇及び前条第一項の規定による指導(以下「矯正処遇等」という。)は、その効果的な実施を図るため、必要に応じ、受刑者を集団に編成して行うものとする。

2 前項の場合において特に必要があるときは、第四條第一項の規定にかかわらず、居室外に限り、同項第一号に掲げる別による分離をしないことができる。

(刑事施設外処遇)

第六十四條 矯正処遇等は、その効果的な実施を図るため必要の限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

(制限の緩和)

第六十五條 受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第十四條の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。

2 前項の場合において、第十四條の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、法務省令で定めるところにより、開放的施設(收容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。)で行うことができる。

(優遇措置)

第六十六條 刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、次に掲げる処遇について、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずるものとする。

一 第十七條第二項の規定により物品を貸与し、又は支給すること。

二 第十八條の規定により自弁の物品の使用又は買取を許すこと。

三 第八十九條の面会をすることができる時間又は回数定めること。

四 その他法務省令で定める処遇

(社会との連携)

第六十七條 刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする。

2 前項の協力をした者は、その協力を行うに当たつて知り得た受刑者に関する秘密を漏らしてはならない。

(起居動作の時間帯)

第六十八條 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、矯正処遇等の時間帯、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯(次条において「余暇時間帯」という。)を定め、これを受刑者に告知するものとする。

(余暇活動の援助等)

第六十九條 刑事施設の長は、受刑者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯において自己契約作業(その者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の

の作業をいう。次項において同じ。を行うことを許すものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者に対し、自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の余暇時間帯における活動について、援助を与えるものとする。

(公務所等への照会)

第七十条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 作業

(懲役受刑者の作業)

第七十一条 懲役受刑者に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

(禁錮受刑者等の作業)

第七十二条 刑事施設の長は、禁錮受刑者又は拘留受刑者が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

(作業の実施)

第七十三条 作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。

2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第七十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 受刑者は、前項の規定により刑事施設の長が

講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第二項の規定により刑事施設の長が講ずべき措置及び前項の規定により受刑者が守らなければならない事項は、労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七号その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定める。

(外部通動作業)

第七十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む)、少年法昭和二十三年法律第六十八号第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二條の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所(以下この条において「外部事業所」という。)に通勤させて作業を行わせることができる。

2 前項の規定による作業(以下「外部通動作業」という。)は、外部事業所の業務に従事し、又は外部事業所が行う職業訓練を受けることによつて行う。

3 受刑者に外部通動作業を行わせる場合には、刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、当該外部事業所の事業主(以下この条において「外部事業主」という。)との間において、受刑者の行う作業の種類、作業時間、受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置その他外部通動作業の実施に関し必要な事項について、取決めを行わなければならない。

4 刑事施設の長は、受刑者に外部通動作業を行わせる場合には、あらかじめ、その受刑者が外部通動作業に関し遵守すべき事項(以下この条

において「特別遵守事項」という。)を定め、これをその受刑者に告知するものとする。

5 特別遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 指定された経路及び方法により移動しなければならないこと。

二 指定された時刻までに刑事施設に帰着しなければならないこと。

三 正当な理由なく、外部通動作業を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

四 外部事業主による作業上の指示に従わなければならないこと。

五 正当な理由なく、犯罪性のある者その他接触することにより矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と接触してはならないこと。

6 刑事施設の長は、外部通動作業を行う受刑者が遵守事項又は特別遵守事項を遵守しなかった場合その他外部通動作業を不適当とする事由があると認める場合には、これを中止することができる。

(作業収入)

第七十六条 作業の実施による収入は、国庫に帰属する。

(作業報奨金)

第七十七条 刑事施設の長は、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際その者が受刑者以外の被収容者となったときは、その際に、その時における報奨金計算額に相当する金額の作業報奨金を支給するものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、毎月、その月の前月において受刑者が行った作業に対応する金額として、法務大臣が定める基準に従い、その作業の成績その他就業に関する事項を考慮して算出した金額を報奨金計算額に加算するものとする。ただし、釈放の日属する月における作業に係る加算は、釈放の時に行う。

3 前項の基準は、作業の種類及び内容、作業に

要する知識及び技能の程度等を考慮して定める。

4 刑事施設の長は、受刑者がその釈放前に作業報奨金の支給を受けた旨の申出をした場合において、その使用の目的が、自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、その支給の時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができる。この場合には、その支給額に相当する金額を報奨金計算額から減額する。

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかったときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第六十条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日

三 外部通動作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日(遺族等への給付)

第七十八条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合においては、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その時に釈放したとするならばその受刑者に支給すべき作業報奨金に相当する金額を支給するものとする。

(手当金)

第七十九条 刑事施設の長は、受刑者が作業上死亡した場合(作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者がその負傷又は疾病に

より死亡したときを含む。には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、死亡手当金を支給するものとする。

2 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が治った場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が治ったときを含む。）において、身体に障害が残ったときは、法務省令で定めるところにより、その者に障害手当金を支給するものとする。ただし、その者が故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったときは、その全部又は一部を支給しないことができる。

3 前二項の規定により支給する手当金の額は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく災害補償の額に関する基準を参酌して法務省令で定める基準に従い算出した金額とする。

4 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が釈放の時になお治っていない場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が釈放の時になお治っていないときを含む。）において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められるときは、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給するものとする。

（損害賠償との調整）

第八十条 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

2 前項に規定する場合において、前条の手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において同条の手当金の支給の義務を免れる。

（手当金の支給を受ける権利の保護等）

第八十一条 第七十九条の手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 第七十九条の手当金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三節 各種指導

第八十二条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員であること。

三 その他法務省令で定める事情

（教科指導）

第八十三条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。）を行うものとする。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

（指導の日及び時間）

第八十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める

基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。

第四節 外出及び外泊

（外出及び外泊）

第八十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十一条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 第七十五条第四項、第五項（第四号を除く。）及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。

（刑期不算入）

第八十六条 前条第一項の規定による外泊をした者が、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかった場合には、その外泊の期間は、刑期に算入しない。ただし、自己の責めに帰することのできない事由によつて帰着することができなかった場合は、この限りでない。

（外出等に要する費用）

第八十七条 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国库の負担とする。

第十章 外部交通

第一節 通則

（外部交通についての留意事項）

第八十八条 この章の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第一百一条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二節 面会

（面会の相手方）

第八十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。

一 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第九十五条において同じ。）

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第九十条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しく

は録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法昭和二十四年法律第二百五号第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時停止及び終了)

第九十一条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ニ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

ホ 特定の職務の処理のため必要であること

脱するもの

2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(面会に関する制限)

第九十二条 刑事施設の長は、第八十九条の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

第三節 信書の発受

(信書の発受)

第九十三条 受刑者が信書を発受することは、この節、第百三条及び次章の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

(信書の検査)

第九十四条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人を含む。第九十六条第二項において同じ。)との間で発受する信書

(信書の発受の禁止)

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者(受刑者の親族を除く。)については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る職務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差し止め等)

第九十六条 刑事施設の長は、第九十四条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することとすることができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であつてその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差し止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

第九十七条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領及び通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により受刑者が発する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

(発信に要する費用)

第九十八条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第九十九条 刑事施設の長は、第九十五条、第九十六条又は第百三条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第九十六条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2 刑事施設の長は、第九十六条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消

する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製をその者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から三年間、保管するものとする。

(受刑者作成の文書図画)

第百条 刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画(信書を除く)を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第四節 電話等による通信

(電話等による通信)

第百一条 刑事施設の長は、受刑者に対し、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第九十八条の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第百二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第九十一条第一項(第一号を除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第五節 雑則

(外国語による面会等)

第百三条 刑事施設の長は、受刑者又はその面会等(面会又は第百一条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その受刑者にその費用を負担させることができる。

2 刑事施設の長は、受刑者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため通訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その受刑者にその費用を負担させることができる。

3 受刑者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

第十一章 賞罰

(褒賞)

第百四条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法務省令で定めるところにより、賞金又は賞品の授与その他の方法により褒賞を行うことができる。

一 人命を救助したとき。
二 第五十九条第一項に規定する応急の業務に服して、功労があつたとき。
三 前二号に掲げるもののほか、賞場に値する行為をしたとき。

(懲罰の要件等)

第百五条 刑事施設の長は、受刑者が、遵守事項若しくは第七十五条第四項(第八十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第五十一条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その受刑者に懲罰を科すことができる。

2 懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為(以下この章において「反則行為」という。)をした受刑者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその受刑者の態度、懲罰がその受刑者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。

(懲罰の種類)

第百六条 懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 戒告
二 第七十二条の規定による作業の十日以内の停止
三 第十八条の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の十五日以内の停止
四 書籍等(被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止
五 報奨金計算額の三分の一以内の削減
六 三十日以内(懲罰を科する時に二十歳以上の受刑者について、特に情状が重い場合には、六十日以内)の閉居

2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰(以下この章において「閉居罰」という。)にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

(閉居罰の内容)

第百七条 閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室内において謹慎させる。

一 第十八条の規定により自弁の物品(刑事施設の長が指定する物品を除く。)を使用し、又は摂取すること。
二 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の受刑

者と共に宗教上の教誨を受けること。

三 書籍等を閲覧すること。

四 第六十九条第一項に規定する自己契約作業を行うこと。

五 面会すること(弁護人等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

六 信書を発受すること(弁護人等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

2 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。

3 閉居罰を科されている受刑者については、第三十四条の規定にかかわらず、その健康の保持に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限する。

(反則行為に係る物の国庫への帰属)

第百八条 刑事施設の長は、懲罰を科する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした受刑者以外の者に属する物については、この限りでない。

一 反則行為を組成した物
二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物
三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物
四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

第百九条 刑事施設の長は、受刑者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第六十五条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の

有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑務官に、受刑者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。この場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。

3 刑事施設の長は、第一項に規定する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある受刑者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

4 前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(懲罰を科する手続)

第百十條 刑事施設の長は、受刑者に懲罰を科せうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その受刑者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その受刑者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰(第百八条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。)の原因となる事実の要旨を通知するとともに、受刑者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び受刑者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)
第百十一條 刑事施設の長は、懲罰を科するとき

は、受刑者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たつては、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

第十二章 不服申立て

第一節 審査の申請及び再審査の申請

(審査の申請)

第百十二條 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第二十六条の規定による領置されている現金の使用又は第二十七条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

二 第四十条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

三 第四十四条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

五 第四十七条第二項の規定による費用を負担させる処分

六 第五十三条第一項の規定による隔離

七 第七十七条第二項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

八 第七十九条第二項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による障害手当金の支給に関する処分

九 第七十九条第四項(第五十九条第二項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

十 第九十五条、第九十六条、第九十七条第一項又は第九十八条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

十一 第九十九条第三項の規定による信書の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分

十二 第百三条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

十三 第百五条第一項の規定による懲罰

十四 第百八条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十五 第百九条第三項の規定による隔離

2 審査の申請は、これを行う者が自らしなければならない。

(審査の申請期間)

第百十三條 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第四項の規定は、審査の申請期間の計算について準用する。

(行政不服審査法の準用)

第百十四條 行政不服審査法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と読み替えるものとするほか、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

(調査)

第百十五條 矯正管区の長は、職権で、審査の申請に關して必要な調査をするものとする。

2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(裁決)
第百十六條 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第百十七條 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十五条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の

規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二節 事実の申告

（矯正管区の長に対する事実の申告）
第百十八条 受刑者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができ、

一 身体に対する違法な有形力の行使
二 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用
三 違法又は不当な保護室への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第百二十二条第二項、第百三十三条第二項及び第百五十五条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分する」とあるのは、「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（通知）
第百十九條 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、矯正管区の長は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経

過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、矯正管区の長は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第百十六條第一項及び行政不服審査法第四十一条の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

4 矯正管区の長は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があるとき、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

（法務大臣に対する事実の申告）
第百二十条 受刑者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第百十八條第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第百二十二条第二項、第百三十三条第二項、第百五十五条、第百六十六条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

（法務大臣に対する苦情の申出）
第百二十一条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができ、

2 第百二十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出を

した者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

（監査官に対する苦情の申出）
第百二十二条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五條の規定により実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出をすることができ、

2 第百二十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。

4 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。

（刑事施設の長に対する苦情の申出）
第百二十三条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができ、

2 第百二十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 受刑者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4 第百二十一条第三項の規定は、刑事施設の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。

（秘密申立て）
第百二十四条 刑事施設の長は、受刑者が、審査の申請等（審査の申請、再審査の申請又は第百十八條第一項若しくは第百二十條第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。）をし、又は法務大臣若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 第九十四条の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはなら

ない。

（不利益取扱いの禁止）
第百二十五条 刑事施設の職員は、受刑者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第十三章 釈放
（釈放時限）
第百二十六条 受刑者の釈放は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 釈放すべき日があらかじめ定められている場合 その日の午前中
二 不定期刑の終了による場合 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十八條第三項の通知が刑事施設に到達した日の翌日の午前中

三 政令で行われる恩赦による場合であつて、当該恩赦に係る政令の規定の公布の日が釈放すべき日となる場合 その日のうち
四 前三号に掲げる場合以外の場合 釈放の根拠となる文書が刑事施設に到達した時から十時間以内

（傷病による滞留）
第百二十七条 刑事施設の長は、釈放すべき受刑者が刑事施設内において医療を受けている場合において、釈放によつてその生命に危険が生ずるおそれがあるときは、その者が刑事施設に一時とどまることを許すことができる。

2 前項の規定により刑事施設にとどまる者の処遇については、その性質に反しない限り、刑事施設に於ける刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律中の被拘留者に関する規定を準用する。

（帰住旅費等の支給）
第百二十八条 釈放される受刑者に対しては、その帰住を助けるため必要な旅費又は衣類を支給するものとする。

第十四章 死亡

(死亡の通知)

第二百二十九条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合においては、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は支給すべき作業報奨金に相当する金額若しくは死亡手当金があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)

第二百三十条 受刑者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がいないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、刑事施設の長が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、受刑者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

第十五章 被勾留受刑者等の処遇

(被勾留受刑者)

第二百三十一条 被勾留受刑者についての第二十三条第一項、第二十七条、第四十七条第一項及び第六十一条第一項の規定の適用については、第二十三条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当し、又は刑事訴訟法の定めるところにより被勾留受刑者が交付を受けることが禁じられ、若しくは制限されている物品であるとき」と、第二十七条ただし書中「おそれがあるとき」とあるのは「おそれがあるとき、又は刑事訴訟法の定めるところにより他の者に交付することが禁じられ、若しくは制限されているとき」と、第四十七条第一項第二号中「おそれ」とあるのは「おそれ又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれ」と、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする。

2 被勾留受刑者については、第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第九章第四節及び

第十章の規定は、適用しない。

3 被勾留受刑者については、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第十五条、第十七条及び第九章の規定を準用する。

(勾留されていない被告人又は被疑者である受刑者)

第二百三十二条 被告人又は被疑者である受刑者であつて刑事訴訟法の規定により勾留されていないもの(各種被収容者としての地位を有するものを除く)が弁護士等と面会し、又は弁護士等との間において信書の発受をする場合については、被勾留者の弁護士等との面会又は信書の発受の例による。

(各種被収容者である受刑者)

第二百三十三条 各種被収容者としての地位を有する受刑者の処遇については、被勾留受刑者の例による。

第十六章 受刑者の処遇に関する特例

(金品の取扱いに関する特例)

第二百三十四条 受刑者以外の被収容者が受刑者となつたときは、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規定により領置されているその者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十四条の規定を適用する。

2 受刑者が受刑者以外の被収容者となつたときは、保管私物又は領置されている金品は、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規定により領置されたものとみなす。

(子の養育に関する特例)

第二百三十五条 第四十三条第一項又は第二項の規定により子を養育している受刑者が受刑者以外の被収容者となつた場合におけるその子の養育については、なお受刑者の例による。

(作業賞与金に関する特例)

第二百三十六条 受刑者以外の被収容者が受刑者となつた場合において、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二十七条第二項の

規定による未支給の作業賞与金があるときは、速やかに、これを支給するものとする。

(懲罰に関する特例)

第二百三十七条 第二百五条から第百一一条までの規定は、受刑者以外の被収容者がした刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者となつたときにまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第六十六条第一項第三号中「物品」とあるのは「衣類及び食事」と、同条第三号中「同項第五号」とあるのは「同項第三号から第五号まで」と、第七十七条第一項中「次に」とあるのは「第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 受刑者以外の被収容者に科され、その者が受刑者となつたときにまだその執行が終わつていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間、第二号に掲げる懲罰にあつては六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰(同項第八号の懲罰に併科されたものを除く)であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が三十日に満たないもの 第六十六条第一項第四号の懲罰

二 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第八号の懲罰であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)に満たないもの 第六十六条第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第二号に掲げる懲罰の

執行をする場合には、これに刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰が併科されていた場合を除き、第七十七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

4 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条、第六十条(第一項第六号及び第九号を除く)及び第六十二条の規定は、受刑者がした第二百五条第一項の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者以外の被収容者となつたときにまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、同法第六十条第一項第二号中「三月」とあるのは「三十日」と、同項第八号中「二月」とあるのは「三十日(懲罰ヲ科ス時二十歳以上ノ者ニ付キ特ニ情状重キトキハ六十日)」とする。

5 受刑者に科され、その者が受刑者以外の被収容者となつたときにまだその執行が終わつていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。

一 第六十六条第一項第二号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第三号の懲罰

二 第六十六条第一項第三号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第四号の懲罰

三 第六十六条第一項第四号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰

四 第六十六条第一項第六号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰、同項第四号の懲罰及び同項第八号の懲罰を併科したもの(審査の申請等に関する規定の準用)

第二百三十八条 第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第二百三十三条第一項中「措置の告知があつた日」と

あるのは、「受刑者となった日」と読み替えるものとする。

（事実の申告に関する特例）

第三百三十九条 第二章第二節の規定は、受刑者以外の被収容者が受刑者となった場合においてその者が受刑者となる前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

（苦情の申出に関する特例）

第四百四十条 受刑者以外の被収容者が刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第七条の規定により行つた情願であつて、その者が受刑者となつたときにまだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第二百一十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、監査官に係るものにあつては第二百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

第三編 補則

第一章 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇

第四百四十一条 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇については、この法律に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

第二章 労役場及び監置場

（労役場及び監置場の附置等）

第四百四十二条 労役場及び監置場は、それぞれ、法務大臣が指定する刑事施設に附置する。

2 監置の裁判の執行を受ける者は、最寄りの地に監置場がないときは、又は最寄りの監置場に留置の余力がないときは、刑事施設内の特に区別した場所に留置することができる。

3 労役場及び監置場については、第五条、第六條、第十一條及び第十二條の規定を準用する。

4 委員会は、刑事施設に附置された労役場及び監置場の運営に関しても、第七條第二項に規定する事務を行うものとする。この場合においては、第九條及び第十條の規定を準用する。

（労役場留置者）

第四百四十三条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、この法律中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

（被監置者の処遇）

第四百四十四条 監置場に留置されている者（次項において「被監置者」という。）の処遇については、次項に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

2 第四百三十四條第一項、第四百三十六條、第四百三十七條第一項から第三項まで及び第四百三十八條から第四百四十條までの規定は被監置者が受刑者となつた場合について、第四百三十四條第二項、第四百三十五條並びに第四百三十七條第四項及び第五項の規定は受刑者が被監置者となつた場合について、それぞれ準用する。

第三章 司法警察職員

第四百四十五条 刑事施設の長は、刑事施設における犯罪（労役場及び監置場における犯罪を含む。）次項において同じ。）について、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務を行う。

2 刑事施設の職員（刑事施設の長を除く。）であつて、刑事施設の長がその刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、刑事施設における犯罪について、法務大臣の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

第四章 警察留置場

第一節 警察留置場の管理運営等

（警察留置場の管理運営）

第四百四十六条 警察留置場（刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二条の規定により刑事施設に代用される警察官署に附属する留置場をいう。以下同じ。）の管理運営については、第一編の規定中第四條（第一項第一号に係る部分を除く）、第七條から第十條まで及び第

十三條の規定は、適用しない。

2 警察留置場の管理運営について第一編の規定を適用する場合においては、第五條中「法務大臣は」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長（道府県本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、都道府県公安委員会の定めるところにより」と、「期するため、その職員のうちから監査官を指名し」とあるのは「期するため」と、「これ」とあるのは「その指定する職員に」と、第六條中「刑事施設の長」とあるのは「警察本部長」と、第十二條中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務を管理する者（警視庁、道府県警察本部又は方面本部に置かれる警察留置場にあつては警察本部長、警察署に置かれる警察留置場にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。）とする。

（巡警）

第四百四十七条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、警察留置場に留置されている者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指定する職員に警察留置場を巡察させるものとする。

第二節 警察留置場における受刑者の処遇

（警察留置場における受刑者の処遇）

第四百四十八条 警察留置場における受刑者の処遇については、第二編の規定中第十五條第一項第八号に係る部分に限る。）、第十九條第一項第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第三十一条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三十七條第一項、第三十九條第二項、第四十三條、第四十九條第二項、第五十一條（第二項第九号に係る部分に限る。）、第五十三條、第五十四條、第五十七條から第五十九條まで、第九章、第十章第四節、第十一章、第一百二十二條第一項第六号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）、第一百七條、第一百二十條、第二百二十二條、第二百二十七條、第三百十條、第三百三十五條から第三百三十八條まで及び第四百十條の規定は、適用しない。

2 警察留置場における受刑者の処遇については、第二編の規定を適用する場合においては、これらの規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令・法務省令」と、「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、「国庫」とあるのは「警察留置場の属する都道府県」と、「矯正管区」の長とあるのは「警察本部長」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七條第一項第一号	衣類及び寝具	寝具
第三十九條第一項	刑事施設の職員である医師等	医師等
第四十條第一項	刑事施設の職員でない医師等	医師等
第四十條第二項	、又はその後その受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき	必要があるとき
第五十五條第六項及び第五十六條第五項	刑事施設の職員である医師	医師
第一百十八條第一項第二号	又は拘束衣	拘束衣又は防声具

第二百一十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項	法務大臣	警察本部長
第二百一十四条第一項	法務大臣若しくは監査官	警察本部長
第二百三十一条第一項	、第四十七條第一項及び第六十一条第一項、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする	及び第四十七條第二項
第二百三十一条第二項	第六十三條から第六十五條まで、第七十五條、第九章第四節及び第十章	第十章第一節から第三節まで及び第五節
第二百三十九條	第十二章第二節	第九條

(警察留置場における防声具の使用)
第四百四十九條 警察留置場においては、留置業務に従事する警察官は、受刑者が留置業務に従事する警察官の制止に従わず大声を發し続けて、警察留置場内の平穩な生活を乱し、その他警察留置場の規律及び秩序を害する場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができる。ただし、拘束衣と同時に使用することとはできない。

2 前項の場合において、防声具を効果的に使用するため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。

3 第五十五條第三項、第四項本文、第五項及び第六項の規定は、防声具の使用について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第六項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第三項中「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、同条第六項中「使用し、又はその使用の期間を更新した」とあるのは「使用した」と、「刑事施設の職員であ

る医師」とあるのは「医師」と読み替えるものとする。

4 防声具の制式は、内閣府令で定める。

第三節 雑則
(適用除外)

第四百五十條 警察留置場については、第二章(第四百四十二條第二項を除く。)の規定は、適用しない。

2 留置業務管理者及び警察留置場における留置業務に従事する警察官については、第四百四十五條の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第四百五十一條 この法律の規定による警察本部長である留置業務管理者の権限に属する事務は、その一部を警察本部長が指定する警視以上の階級にある警察官に委任することができる。

第五章 罰則

第四百五十二條 第六十條第二項(第四百四十三條において準用する場合を含む。)の規定により解放された受刑者又は労働場留置者が、第六十條第

三項(第四百四十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一 外部通勤作業の場合において、そのための通勤の日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

二 第八十五條第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三條の規定、附則第三十八條中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九號)第十一條及び第十一條の二」を削る部分に限る。)及び附則第三十九條の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(巡閲に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年に行われた附則第十五條の規定による改正前の監獄法(明治四十一年法律第二十八號。以下「旧監獄法」という。)第四條第一項の規定による巡閲は、第五條の規定の適用については、同条の規定による実地監査とみなす。

(収容開始時の告知に関する特例)

第三条 第十五條第一項前段及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その刑事施設

における収容の開始に際し」とあるのは、「この法律の施行後速やかに」とする。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧監獄法又はこれに基づく命令の規定により領置されている受刑者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十四条の規定を適用する。

(遺留物の措置に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に刑事施設に存する死亡者及び逃走者の遺留物(受刑者及び労働場留置の言渡しを受けた者に係るものに限る。)の措置については、なお従前の例による。

(作業報奨金に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、この法律の施行の際、旧監獄法第二十七條第二項の規定による未支給の作業賞与金があるときは、その額を報奨金計算額に加算する。

2 第七十七條第二項の規定は、受刑者が施行日前に行った作業については、適用しない。

(手当金に関する経過措置)

第七条 第七十九條(第五十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に受刑者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

2 受刑者について施行日前に支給事由が生じた旧監獄法第二十八條第一項(旧監獄法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による未支給の手当金(死亡に係るものを除く。)の支給は、旧監獄法第二十八條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行後速やかに行うものとする。

(発受を禁止した信書等の取扱いに関する経過措置)

第八条 旧監獄法第四十七條第一項の規定により発受を許されなかった受刑者に係る信書であつて、この法律の施行の際現に旧監獄法に基づく命令の規定により保管されているものは、第九

十九条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

(懲罰に関する経過措置)

第九条 第五十五条から第六十一条までの規定は、施行日前に受刑者がした旧監獄法第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、この法律の施行の際まだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第六十六条第二項中「同項第五号」とあるのは「同項第四号及び第五号」と、第七十七条第一項中「次に」とあるのは「第一号、第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 施行日前に受刑者に科され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、施行日以後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日から施行日前に執行した期間を除いた期間、第三号に掲げる懲罰にあつては六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰(同項第十一号の懲罰に併科されたものを除く。)であつて、施行日前に執行した期間が三十日に満たないもの 第六十六条第一項第四号の懲罰

二 旧監獄法第六十条第一項第五号の懲罰 第六十六条第一項第二号の懲罰

三 旧監獄法第六十条第一項第十一号の懲罰であつて、施行日前に執行した期間が六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)に満たないもの 第六十六条第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第三号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰が併科されていた場合を除き、第七十七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

(審査の申請等に関する規定の準用)

第十条 第二編第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「措置の告知があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替へるものとする。

(事実の申告に関する経過措置)

第十一条 第二編第十二章第二節の規定は、受刑者に対し施行日前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

(情願に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者が施行日前に旧監獄法第七條の規定により行つた情願であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第二百二十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、巡問官吏に係るものにあつては第二百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

(労務場等への準用)

第十三条 附則第二条の規定は、労務場及び監置場について準用する。この場合において、同条中「第四条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する旧監獄法第四條第一項」と、「第五条」とあるのは「第二百四十二条第三項において準用する第五条」と読み替へるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為並びに附則第十六条及び第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(監獄法の一部改正)

第十五条 監獄法の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律

本則(第十六条第一項及び第二項、第十八条

第二項、第二十九条、第四十三条第二項並びに第六十一条を除く。)中「在監者」を「被収容者」に改める。

第一条から第六条までを次のように改める。

第一条 本法ニ於テ被収容者トハ刑事施設ニ収容シタル者ニシテ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)

第三条第二号ノ受刑者以外ノモノヲ謂フ

第二条 警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ刑事施設ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者ヲ一月以上継続シテ拘禁スルコトヲ得ス

第三条乃至第六条 削除

第七条中「監獄」を「刑事施設」に、「巡問官吏」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律ニ定ムル監査官」に改める。

第八条第三項中「前五条」を「前条」に改め、「労務場及び」を削り、同条第一項及び第二項を削る。

第九条中「拘禁許可状、仮拘禁許可状、拘禁状又ハ受入移送拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者、監置ニ処セラレタル者及ビ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「其他ノ被収容者及ビ監置場ニ留置シタル者」に改め、「準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ労務場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ」を削る。

第十条を次のように改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 収容

第十一条中「入監スル」を「収容スル」に、「入監セシム」を「収容ス」に改める。

第十二条第一項中「入監スル」を「収容スル」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十三条中「入監スル」を「収容スル」に、「入監セシメザル」を「収容セザル」に改める。

第十四条中「入監スル」を「収容スル」に、「在監中」を「収容中」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条中「監房」を「居室」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第一項中「監外」を「刑事施設外」に改める。

第二十条中「監獄官吏」を「刑務官」に、「剣又ハ銃」を「武器」に改める。

第二十一条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「二十四時間内」を「避難ヲ必要トセザルニ至リタル後速ニ」に改める。

第二十三条第一項中「監獄官吏」を「刑務官」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第一項中「作業」を「前項ノ作業」に改め、「刑期」を削り、同条に第一項として次の一項を加へる。

刑事被告人作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選択スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十五条第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条 被収容者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十条 削除

第三十二条中「受刑者及ビ」を削り、同条ただし書中「拘留囚及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ」及び「ヲ許シ其他ノ者ニハ褌衣ノ自弁」を削る。

第三十三条第一項中「及ビ労務場留置ノ言渡ヲ受ケタル者」を削る。

第三十六条ただし書中「刑事被告人ノ頭髮髯ハ」を削る。

第三十七条中「監房」を「居室」に改める。

第四十条中「病監」を「病室」に改める。

第四十一条ただし書を削る。

第四十三条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項を削る。

第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第一項中「受刑者及び」を削る。

第十一章 懲罰

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第六十条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条中、「職権」を「又ハ職権」に改め、「又ハ刑期ノ終了」を削る。

第六十四条中「受ケ又ハ仮出獄若クハ仮出場ヲ許サレタル者」を「受ケタル者」に、「若クハ刑」を「又ハ刑」に改め、「又ハ許可書」を削り、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十五条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十六条から第六十八条までを次のように改める。

第六十六条乃至第六十八条 削除

第六十九条中「監獄」を「刑事施設」に、「在監セシムル」を「拘留セシムル」に改める。

第七十条中「若クハ」を「又ハ」に改め、「又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルガ為メ帰住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキ」を削り、「衣類又ハ旅費」を「旅費又ハ衣類」に改める。

第七十一条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第七十五条を削る。

(監獄法の一部改正に伴う解放に関する経過措置)

第十六条 施行日前に旧監獄法第二十一条第一項(旧監獄法第九条において準用する場合を含む。)の規定により解放された者の出頭について

は、なお従前の例による。

(刑法の一部改正)

第十七条 刑法の一部を次のように改正する。

目次中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

第十一条、第十二条第二項及び第十三条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十六条中「拘留場」を「刑事施設」に改める。

第一編第五章の章名を次のように改める。

第五章 仮釈放

第二十八条の見出しを「(仮釈放)」に改め、同条中「出獄を許す」を「釈放する」に改める。

第二十九条の見出し及び同条第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第二項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「出獄中」を「釈放中」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「監獄」を「刑事施設」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十八条第一項第二号

二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十四条の二第一号

三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第百八条の二第五項

四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第十二条第一号

五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五

六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第五十九条第二号

七 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十六條の二第一項第二号

八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二十八條第一号

九 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十六條

十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十三條

十一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三條第二項第二号

(船員保険法の一部改正)

第十九条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第三号を次のように改める。

三 刑事施設、労務場其ノ他此等ニ準ズベキモノニ拘禁セラレタルトキ

(戸籍法の一部改正)

第二十條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條中「監獄」を「刑事施設」に、「ともに」を「共に」に改める。

第九十條第一項中「監獄の」を「刑事施設の」に、「監獄所在地」を「刑事施設の所在地」に改め、同条第二項中「在監中」を「刑事施設に収容中」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十一條 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第六十四條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十五條第三項中「監獄」を「刑事施設」に、「監獄官吏」を「刑事施設職員(刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。)」に、「監獄官吏から」を「刑事施設職員から」に改める。

第七十條第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第七十三條第二項中「且つ」を「かつ」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第七十四條中「最寄の監獄」を「最寄りの刑事施設」に改める。

第七十五條、第七十八條及び第八十條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第九十八條第一項中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に、「収監しなければ」を「刑事施設に収容しなければ」に改め、同条第二項中「収監する」を「刑事施設に収容する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「収監」を「収容」に改める。

第二百八十六條の二中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第三百六十六條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「吏員」を「職員」に改める。

第三百六十七條中「監獄」を「刑事施設」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第四百七十七條第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百七十八條及び第四百八十一條第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百八十四條中「言渡」を「言渡し」に、「呼出」を「呼出し」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十五條中「言渡」を「言渡し」に、「虞」を「おそれ」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十六條第一項中「言渡」を「言渡し」に、「判らない」を「分からない」に、「その収監」を「その者の刑事施設への収容」に改め、同条第二項中「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十七條中「収監状」を「収容状」に、「言渡」を「言渡し」に、「収監」を「収容」に改める。

第四百八十八條及び第四百八十九條中「収監状」を「収容状」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第二十二條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十四号を次のように改める。

十四 刑事施設の職員

(少年法の一部改正)

第二十三條 少年法の一部を次のように改正する。

第十七條の四第一項中「拘留監獄法明治四十一年法律第二十八号」第一條第三項を「刑

第十七条の六第一項中「監獄法第二十二條第一項、第四十三條、第四十四條及び第六十三條

第二十八条中「監獄」を「刑事施設」に改め、第四十八条の三の下に、第五十四条を加

第四十五條第一項中「仮出獄の取消」を「仮釈放の取消」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑

(公職選挙法の一部改正)
第二十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第二項第三号中「監獄」を「刑事施設、労務場、監置場」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「仮出獄を許されている」を「仮釈放中の」に改める。

第六十二条第三項中「支所及び分院の長を含む。以下同じ。」を削り、「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第四項中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第三十条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「人違」を「人違い」に、「監獄」を「刑事施設」に、「すみやかに且つ」を「速やかに、かつ」に改める。

第十五条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条本文中「引渡の」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十七条第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第五項中「監獄」を「刑事施設」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二十條第一項中「引渡」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「引渡」を「引渡し」に、「求」を「求め」に改める。

第二十二條第四項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第五項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項中「取消」を「取消し」に、「監獄」を「刑事施設」に、「す

みやかに」を「速やかに」に改める。

第二十七條第二項及び第二十九條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第三十一条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第三十二条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「婦人補導院若しくは監獄」を「婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設」に改める。

第二十八條第二項中「同法」を「予防更生法」に、「第五十條第一項」を「第五十條」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十一條中「第四十八條の三第二項」を「予防更生法第四十八條の三第二項」に、「監獄」を「刑事施設」に、「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十三号の二中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第三十四條 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第二十條第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特則)

第二十二條 第二十條第四項の規定による国内受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)第二十九條、第三十條、第六十二條第一項、第七十七條第一項、第二項及び第四項、第七十九條第四項、第九十九條第三項及び第四項、第百十九條第一項(第百二十條第三項において準用する場合を含む)、第百二十一條第三項(第百二十二條第四項及び第百二十三條第三項において準用する場合を含む)並びに第二編第十三章の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

第三十一條(第一項第二号及び第三号を除く)、第三十二條、第七十七條第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十八條及び第百二十九條の規定は、第二十條第四項の規定により要請国の官憲に引き渡した国内受刑者が逃走し、又は死亡した場合におけるその者に係る遺留物又は作業報奨金について準用する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條第十項及び第三十二條第十一項中「とあるのは、」とあるのは「に、読み替える」を、「同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替える」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第三十六條 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第百二條第三項中「在監者を「刑事施設に収容されている者」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

(少年法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 少年法等の一部を改正する法律(平

成十二年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第三十八條 国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項及び第十六條第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十九條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「受入収監状」を「受入収容状」に改め、同条第三項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄官吏」を「刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員」に改め、同条第四項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十一條中、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條、第三條から第七條まで、第十一條から第十六條まで、第十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十三條から第七十五條まで」を削り、「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十一條及び第十一條の二」を削る。

第二十二條の見出し中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条中「には」を「については」に、「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

第二十三條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十四條の見出しを「(仮釈放期間の終了の特則)」に改め、同条第一項中「につき仮出獄を許されたを」についての「仮釈放」に改め、同条第二項中「につき仮出獄を許されたを」についての「仮釈放」に、「仮出獄前」を「仮釈放前」に改める。

第二十九條中「監獄」を「刑事施設」に、「在監する」を「収容されている」に、「収監された」を「刑事施設に収容された」に改める。

第三十一条第一項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十二条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十四条第二項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第三十九条第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第四十二条中「監獄」を「刑事施設」に改める。
(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出し中「監獄法等」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」に改め、同条第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第一項に規定する監獄」を「刑事施設(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二条の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。)」に、「同法」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第号)」に、「付設された」を「附置された」に改め、同項第四号中「監房」を「居室」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

第十一条第四項及び第五項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

第十一条の二第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法第一条第一項に規定する監獄」を「刑事施設」に、「付設された」を「附置された」に改める。

別表第一号及び第一号の二中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第四十条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第十五号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第八条第二項中「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第号)」に、「監獄として」を「刑事施設として」に改める。

第九条第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に、「附設する」を「附置する」に改める。

第十一条第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(検討)

第四十一条 政府は、施行日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十七年四月二十八日印刷

平成十七年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C